

平成28年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成28年3月24日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について
議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第5号 高浜市職員定数条例の一部改正について
議案第6号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について
議案第7号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について
議案第8号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について
議案第9号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について
議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第12号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
議案第14号 高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第15号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について
議案第16号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について
議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第19号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第20号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について
議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について
議案第29号 平成28年度高浜市一般会計予算

- 議案第30号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第32号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第34号 平成28年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第35号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成28年度高浜市水道事業会計予算
- 陳情第1号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情
- 陳情第2号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第3号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情
- 陳情第4号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情
- 陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情
- 陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情

(日程追加)

- 日程第2 同意第3号 固定資産評価員の選任について

(日程追加)

- 日程第3 議案第37号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第6回)

(日程追加)

- 日程第4 議案第38号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4回)

(日程追加)

- 日程第5 議案第39号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について

(日程追加)

- 日程第6 議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について

(日程追加)

- 日程第7 意見案第1号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書

(日程追加)

- 日程第8 意見案第2号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書
- 日程第9 外郭団体等特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	岸上善徳
企	画部長	加藤元久
総合政策	グループリーダー	木村忠好
人事	グループリーダー	野口恒夫
総	務部長	新美龍二
行政	グループリーダー	山本時雄
行政	グループ主幹	杉浦嘉彦
財務	グループリーダー	内田徹
市民総合窓口	センター長	大岡英城
市民窓口	グループリーダー	三井まゆみ
市民生活	グループリーダー	山下浩二
税務	グループリーダー	鵜殿巖
福	祉部長	神谷美百合
地域福祉	グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険・障がい	グループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談	グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくり	グループリーダー	磯村和志

保健福祉グループリーダー	加藤 一 志
こども未来部長	中村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	岡島 正 明
都市政策部長	深谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	板倉 宏 幸
会計管理者	長谷川 宜 史
学校経営グループリーダー	内藤 克 己
学校経営グループ主幹	岡本 竜 生
監査委員事務局長	杉浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

ここで3月17日木曜日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

14番、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月17日木曜日、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

市長より同意第3号、議案第37号、議案第38号及び議案第40号が追加提出され、この取り扱いについて検討をいたしました結果、本日日程を追加することとし、その取り扱いについては上程、

説明を願い、全体により質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

続いて、議員提出議案の高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定についてを議案第39号とし、議案第38号の採決後上程し、説明、質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行います。

最後に、議案第40号の採決後、三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書を意見案第1号及び意見案第2号として上程し、説明、質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行います。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、同意第3号、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び議案第40号、並びに意見案第1号及び意見案第2号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会並びに予算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、浅岡保夫議員。

4番、浅岡保夫議員。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 登壇〕

○総務建設委員長（浅岡保夫） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る3月15日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案6件と陳情3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について、委員より、今回の改正の背景と現行制度において、本市で異議申し立てまたは審査請求があったのか。行政不服審査会を設置するとは自治体の判断によるかとの問いに、背景として行政不服審査法は昭和37年の制定以来50年間、抜本的な法改正が行われていなかったが、国民の権利意識、制度を取り巻く環境、審理の公正性

の確保など、時代に即した制度の見直しが行われました。また、今まで不服申し立ての事例はありませんでした。行政不服審査会を市の判断にて設置するとの答弁でした。

近隣市でも、この審査会は設置されているのかとの問いに、近隣市でも同様に設置しているとの答弁でした。

次に、条文に審査会は委員5人以内で組織し、識見を有する者とは具体的にはどういう方か。また議事録は作成するのか、議事録の閲覧はとの問いに、識見を有する方ということでは弁護士、税理士、県の職員のOBの方、労働団体の役員とか、ボランティア団体の方たちを考えているとのこと。議事録は作成するが、その公開の求めについては審査会で審議するとの答弁でした。

別の委員より、審査会はどのような機関かとの問いに、審査会は中立の第三者機関で、審理手続の適正性や、市長の法令解釈を含めた判断の妥当性をチェックする役割を担って答申を行う機関であり、行政不服審査法第81条の規定により執行機関の附属機関であるとの答弁でした。

また、事務局はどのような理由で総務部となったのかとの問いに、裁決の公正性・客観性を担保するための組織であり、その事務局も処分に関与する可能性の少ない法務・訴訟関係部署に置くことが妥当ではないかと考え、総務部で事務局を担当させるとの答弁でした。

ほかの委員より、現行は異議申し立てまたは審査請求とあるが、今回で審査請求に一元化の理由はとの問いに、現在2種類の言葉があり、市への異議申し立てという形で市長に不服申し立てと、都道府県の上級庁へは審査請求という文言を使う2種類があり、それではわかりにくいので、審査請求に一元化したとの答弁でした。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、委員より、今回、審理員制度、審理員による審理手続が新たに設けられ、審理委員には管理職を指名するとあるが、どのような体制を想定しているのかとの問いに、審理員は審理手続として処分を受けた者、処分を行った職員の双方から話を聞き、審理員意見書にまとめ、行政処分を行った市長などに提出する必要があるため、外部の有識者を非常勤職員として任用した上で、審理員に指名する方法も認められています。

本市では、高度な判断を自ら行うことができる管理職級の職員の中から、審査請求の事案ごとに、その案件に応じて経験のある1名を指名するというを考えていて、審理員のほかに、審理員の補助者として審理員の部下及び総務部の職員に、提出書類等の整理、文書の発送など、その事務の一部を補助させるとの考えがあるとの答弁でした。

別の委員より、市長に対する不服があるとの審理を職員がやると、基本的に市長に文句を言ってきていて、それに対して、その諮問をする機関の委員が職員というのは腑に落ちないがとの問いに、審理員については管理職級で市長の補助職員でありますけれども、任務を行う上では独立・中立・公正に審理を行っていき、審理員が行った審理結果については、そこで第三者機関であります行政不服審査会に再度かけますので、公正性は担保されると考えているとの答弁でした。

また、それは事務手続上一番わかっている職員が行うことにより、よりスムーズな審査が可能になるという考え方でよろしいのかとの問いに、そのとおりであるとの答弁でした。

議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、借上公共賃貸住宅パークビレッジを廃止するが、現在の入居者数はとの問いに、現在10戸のうち2戸入居との答弁でした。

議案第5号 高浜市職員定数条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第6号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について、委員より、県のこの改正時期を受けてであると思うが、ほかの市町村の状況はとの問いに、愛知県より昨年12月上旬に改正の趣旨の通知があり、市町村では対応するとあります。碧海5市につきましては、平成28年3月議会の本時期の議会に上程されているとの答弁でした。

また、国の管理する道路においては占用料金の改正がされ、また県の改正にあわせてであるが、地価水準等により変更されていると思います。変更に対する考え方はとの問いに、道路占用料の基本的な考え方は、国土交通省の道路占用料制定に関する調査検討会報告書、平成19年3月で占用料の改正時期は3年ごとに改正をとの提言がされ、国は平成20年4月、平成23年4月、平成26年4月と見直しを進めており、国の動向を受けて愛知県も経済変動等の要因により道路占用の額を見直しおり、今回、平成28年4月の時期にあわせてということに対応しているとの答弁でした。

陳情第2号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情について、委員より、国は2015年の税制改革で会計検査院の指摘を受け、国外の扶養親族の確認が厳密化されており、扶養認定については十分な確認資料を義務づけておりますので、これ以上の透明化とさらなる改善を求める意見書には反対との意見。

別の委員より、会計検査院も指摘しているとおおり、政府の税制会議も既にこの是正に取り組んでおり、さらなる改善を求めるとあるが、今後の税制会議の取り組みを注視していきたいと思っているので、この陳情には反対との意見でした。

次に、陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情について、委員より、三州瓦・いぶし瓦の利用促進では、2020年の東京オリンピックの開催に向け国の成長戦略として、和という日本らしさのよさを海外の方にも知っていただく絶好の機会と捉え、和風建築物をターミナル施設や国際空港などの玄関口にいぶし瓦を利用することで、瓦のすばらしさを多くの方に感じてもらえる機会を提供していただきたい。特にオリンピックの開催会場である国際競技場には、耐火性の高いいぶし瓦を使用していただくと大きなPRにつながると考えられる。

住宅商業施設等への三州瓦・いぶし瓦の利用促進につきましては、瓦は地震に弱いというイメージの払拭が最優先であり、国の力を借りることは消費者への有効な手段であり、地震に強い工

法であるガイドライン工法を軸に三州瓦の安全性をPRしていただき、三州瓦・いぶし瓦のブランド力強化の後ろ盾となっていていただくことが必要不可欠であると考えます。

愛知県内瓦屋根工事店での施工促進では、文化的・歴史的価値を持つ和風建築物を今後も維持し、後の世代まで継承していくためには、三州瓦の製造と同様に瓦屋根工事店での施工が必要となり、日本の伝統文化を継承するため、国の公共工事に係る屋根工事においては、愛知県内の瓦屋根工事店での施工を促進してもらいたい。これらのことから賛成との意見でした。

他の委員より、地域産業である瓦産業が活性化することは本市の経済活性化につながり、さらに本市の発展にもつながってまいります。また、瓦産業の活性化は日本文化伝統の発展にもつながっていくので、本陳情には賛成との意見でした。

次に、陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情について、委員より、観光施設・文化施設等の公共施設においては、三州瓦・いぶし瓦の利用促進という項目について、2020年の東京オリンピックの開催は和、これは平和の和ですが、和という日本らしさのよさを海外の方に知っていただく絶好の機会となり、その代表格として、和風建築物を多くの観光客の集まる施設に利用するという点は十分に理解できます。和風建築物に三州瓦、すなわちいぶし瓦を多用することは、オリンピック終了後においても愛知県の財産として残るということになり、日本の伝統を守る後押しにもつながります。住宅商業施設等への三州瓦・いぶし瓦の利用の支援、愛知県内瓦屋根工事店での施工促進について、先ほどの国への陳情第5号で意見を述べられました杉浦委員の内容と同じになりますが、この陳情に賛成との意見でした。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、挙手全員により原案可決。

陳情第2号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情について、挙手なしにより不採択。

陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情について、挙手全員により採択。

陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情について、挙手全員により採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、柴田耕一議員。

7番、柴田耕一議員。

[福祉文教委員長 柴田耕一 登壇]

○福祉文教委員長（柴田耕一） それでは、おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る3月16日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案14件、陳情2件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について報告を申し上げます。

議案第7号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について、委員より、勤務成績がよくない場合における職員への指導、その他の措置とはの問いに、人事評価で評価結果が2年連続してEとなった職員に、成績不良な点の改善点や今後取り組むべき課題についての職員再生計画を策定し、通常業務を遂行しながら職場内研修やレポート作成、効果測定を実施し、改善が見られた職員は通常業務に戻す仕組みですが、これまで受けた職員はないとの答弁でした。

同委員より、降任と降格の違いはとの問いに、職制が下位の職になることが降任で、給料表級が下位の級になることが降格との答弁でした。

他の委員より、一次評価者、二次評価者、懲戒等審査委員会の構成は、また、再生計画を受けても改善が見られなかった場合はとの問いに、主査級以下は一次評価者がリーダー、二次評価者が部長、リーダークラスは一次評価者が部長、二次評価者が副市長、懲戒等審査委員会は副市長、教育長、企画部長です。改善が見られなかった場合は、配置がえ、降任、免職等分限処分を行うとの答弁でした。

同委員より、再生計画は誰が作成するのかの問いに、対象職員に対し、評価結果を通知するとともに、面談、結果の説明を行い、所属のグループリーダー及び部長、対象者双方で評価内容を確認し、研修内容等を検討することになっているとの答弁でした。

他の委員より、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合とはの問いに、機構改革などによってグループリーダーの数が減少した場合などに行われる降格を想定しているとの答弁でした。

他の委員より、評価の判断基準及び医師2名による診断とはの問いに、それぞれの職制によって役割・能力等、規則で定めており、その職務が遂行されているかどうか、一つの判断基準となっている。また、医師2名の診断とは専門医と産業医を想定しているとの答弁でした。

議案第8号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について、委員より、在職中のポストや職務内容により規制される働きかけの対象範囲の規制される期間が異なるとあるが、この具体的な内容とはの問いに、再就職した全ての職員は離職後2年間、働きかけをしてはいけないし、また、離職5年前に主幹以上であった職員に関しては、そのときの職務・業務等も働きかけの禁止対象となり、離職5年間は全職員が規制対象となるとの答弁でした（訂正後述あり）。

同委員より、違反した元職員は科料や刑罰が科せられるということだが、具体的な内容とはの

問いに、再就職者及び職員が改正地方公務員法第60条に違反すると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられ、現職員が同法第63条に違反すると3年間の懲役が科せられるとの答弁でした。

他の委員より、営利企業等とはどこを指すのかの問いに、報酬を得ていれば営利・非営利関係なく、働きかけの規制対象となるとの答弁でした。

同委員より、離職者・退職者への通知方法はとの問いに、条例が可決された折には、在職者及び平成26年4月以降に退職した者に対し、文書にて制度の周知を図ってまいりたいとの答弁でした。

議案第9号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について、質疑はありませんでした。

議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第12号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、委員より、この案件の説明をとの問いに、市長、副市長の給料月額を減額する特例期間が本年3月31日で終了となるが、引き続き来年度も減額の申し出があったこととの答弁でした。

議案第14号 高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、委員より、基本的には名称が変わって、今の公民館の使われ方以上に市民の方にとっても使いやすくなるのか、再確認をとの問いに、従来の公民館活動は社会教育施設からまちづくりの場になりますが、公民館自主事業につきましては、引き続き活動的に行っていくとの答弁でした。

他の委員より、変更はないというが、社会教育的な役割をどのようにやっていくのかとの問いに、公民館事業は引き続き実施し、縮小することはないとの答弁でした。

議案第15号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第16号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、会議、研修室等の廃止に伴う周知及び通知の方法はとの問いに、ホームページ、広報、張り紙等を行い、周知を図っていくとの答弁でした。

議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について、質疑はありませんでした。

議案第19号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、第10条第3項第4号の中学校の次に義務教育学校を加えると書いてあるが、この義務教育学校というのは何を指すのか。これを加えることによって何か変化があるのかとの問いに、学校教育法が一部改正をされ、新たな学校の種類として小学校、中学校を一体的

に実施する義務教育学校というのが新たに規定をされ、これまで放課後児童支援員の資格要件に
いなかったものが新たにできたということで、今のところ対象はないとの答弁でした。

議案第20号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について、委員より、中央公民館
はまだ使用できる施設であり、これを解体することには反対をしておりますので、指定期間を変
更する条例については反対。

議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について、質疑はありません
でした。

陳情第1号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情について、委
員より、国の平成27年度補正予算において、待機児童解消を確実にするため、認可保育所の整備、
保育人材確保の推進、放課後児童クラブにおける勤務環境の改善、多様な保育サービス拡大、保
育人材等に1,245億円を確保し、平成28年度当初予算についても、保育料の保護者負担の引き下
げを段階的に取り組みつつ、増額に向けて取り組まれている。陳情項目では関連予算を大幅に増
額することを求めているが、国も財政が厳しい状況である中、こういった取り組みを行っている
ので、この陳情には反対。

他の委員より、国も前向きに財源確保をし、全ての子供、子育て家庭を対象に幼児教育、保育、
地域の子供子育て支援の質・量の拡充を図るために、前向きに取り組んでいるとのことですので、
この陳情には反対。

他の委員より、財源確保も含めて制度の改善が必要であり、施設の増と処遇改善の抜本改善策
等が必要との思いから、この陳情には賛成。

陳情第4号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住
民投票を求める陳情について、陳情者より意見陳述があり、その概要を申し述べます。

高浜市自治基本条例の中で、三位一体でまちづくりを進めているという基本条例がありながら、
市民の声は聞かないというのはおかしい、このため署名活動を始めることにした。

西三河の医療体制のことですが、西三河の医療のレベルが低いと、特に高浜が低いという日本
創成会議資料を引用されていますが、現実的には、愛知県は全国で2番目に緊急医療があるところ
です。大村愛知県知事も言っていますから、間違っていることだと思います。

厚生労働省は、病院病棟を半減の方針で1万4,000床、18年には減らすと言っており、今のよ
うな療養型の病院はできないということですので、今後は、長期的な観点から医療一体化施設が
普及見込みであり、従来療養型を継続することは社会的な損失を招くと思います。

高浜市の一番の問題は、協定書の問題があると思います。7年前に民間移譲いたしましたが、
本年度の赤字補填だけは認めてほしいと。ところが、実際は説明会後に旧協定書、密約書みたい
なものを結ばれ、7年間で24億円の費用、税金を投入したということです。

周りの市も、病院は全て郊外にあります。なぜ高浜市だけがまちの真ん中で、交通渋滞のある

ところに持ってくるのか。中学校も近い、もし感染症が出たらどうするのかということ。

協定書の変更が必要だと言われましたが、今からまた新しくつくるのですか。今までの協定書でやるべきじゃないですか。

市政是正のため、市民の総意をもって判断していただきたく、9,510票の署名活動をもって、住民投票の実施を求める陳情に至りました。

以上が意見陳述の概要内容です。

委員より、今後の高浜市の財政を含め、いろいろな事業、市民サービス、行政運営をしていく中での判断で、公共施設の圧縮部分があります。また、陳述人が言われた病院のために中央公民館をなくすと一番初めに書いてありますけれども、全くそうではないという考えですので、この陳情には反対。

他の委員より、高浜市の厳しい財政状況の中で、公共施設のあり方については、平成21年という他市よりも大変早い時期から先進的に取り組んできております。今後の市の経営を改善する鍵となるのが公共施設のあり方と行政サービス。このコストを総合的に見直し、長期的な視点で、公共施設のあり方やマネジメントを検討してきました。

平成23年には公共施設マネジメント白書が策定され、平成26年6月、今後の方針としての公共施設あり方計画が示され、その中で今後40年間のシミュレーションが報告をされ、中央公民館やかかわら美術館等の見直しなど、全議員がきちんと報告を受けております。

議会は、平成26年3月公共施設マネジメント基本条例を制定し、2月15日には、インフラも含めた公共施設総合管理計画、長期財政計画も示されたわけでございます。この公共施設のあり方という総合的な視点に立って、議員としてこれまで審議をさせていただいております。このようなことから、中央公民館という個別の案件にての住民投票は付する事項ではないと考えておりますので、この陳情には反対。

他の委員より、この陳情項目ですが、新築移転計画の協定書に関する賛否についての住民投票を実施するというようになっておりますが、協定書は、住民投票条例を見ましても市で行うことですが、相手方があることから、それを住民投票で賛否を問うことや、それに焦点を当てる方がいいのかというところがありますので、この陳情には反対。

他の委員より、この陳情に賛成をさせていただきます。高浜分院は協定書にも10年以上にわたって豊田会が運営するということが明記されています。この中には、現在の病院があるところ以外のところに建てかえる計画は、協定書にはどこにも明記されていません。それから、市民の約4分の1の人たちの陳情が大きな声として出ているわけです。

先ほども意見陳述の中で言われましたが、4,000万円以上の改修工事もしていますし、機器の取りかえも行っているということがあります。まずは、高浜市住民投票条例による住民投票の実施をして、市民の意見を聞くべきだと思います。

なお、本委員会において、陳情第4号について自由討議を実施いたしました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第7号、挙手多数により原案可決。

議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号は、挙手全員により原案可決。

議案第14号は、挙手多数により原案可決。

議案第15号、第16号、第17号、第19号は、挙手全員により原案可決。

議案第20号、第21号は、挙手多数により原案可決。

陳情第1号、第4号は、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に公共施設あり方検討特別委員長、杉浦敏和議員。

10番、杉浦敏和議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦敏和） おはようございます。

御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月17日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案1件、陳情1件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告と、本年1月27日開催の第8回委員会から本定例会で開催された第11回まで、計4回の委員会における検討結果について御報告させていただきます。

まず、議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、この議案は中央公民館の廃止ということに対する議案であると理解をしていますが、この公共施設あり方検討特別委員会は平成26年6月に立ち上げて、それ以降どのような経緯で今回議案が上がってきたのかとの問いに、この公共施設の問題は過去2年間、25回の特別委員会を開催し、議員に情報を提供する中で協議・検討してきました。

高浜市は、公共施設マネジメント白書を策定し、この白書に基づき公共施設あり方検討委員会を設け、有識者から御意見をいただき、公共施設あり方計画案を平成25年3月、市長に提案。公共施設の老朽化問題に対し、何十年か先を見据えて計画案を策定し、平成26年8月に公表。中央公民館を機能移転する方向性をお示しをしました。庁舎や小学校をやって、中央公民館の大規模改修をやると、この時期が一挙に集中し、今の高浜市の財政状況では無理だということで、防災

拠点、そして子供の安全を優先するものとし、また中央公民館につきましては、他の公共施設の代替で対応できるという判断の中で機能移転をする、これは検討委員会からの考えを踏襲するものとの答弁。

また、平成26年7月に示された公共施設あり方計画案と、今後40年間の財政シミュレーションは、平成38年の段階で基金も枯渇し、以降の予算編成もままならないという財政計画であり、我々議会は破綻の計画を進めるのかということで、早急な見直しを求めました。議会から平成27年3月定例会の新庁舎の補正予算を通す段階では、附帯決議を出しました。それは、しっかりと中長期の財政計画をやっていける計画を持って進めていく、そういう条例をしっかりと定めてほしい。条例は我々議会が議決し、責任を持って、ともに進めていく大事な計画であるという認識のもと、附帯決議を出しました。そして、新推進プランが平成27年2月に示され、中央公民館に関しては今後のあり方を検討して機能移転を前倒しするというものが出てきております。私どもに一番初め、中公の廃止というものを示されたのがその時期になるわけです。その後、推進プランの見直し案というのが27年8月に示され、中公の取り壊しを平成28年度とするこの議案になったとの理解でよいのかとの問いに、28年度でそのスケジュールどおりとの答弁。

また、議会から要請をした公共施設の総合管理計画と長期財政計画は、公共施設のあり方計画と計画自体違うが、基本的には考え方、流れは違いがないということでのよいのか。また、議案が採決されることによって中公の取り壊しが行われ、今後の財政に与える影響というものが、その長期財政計画にしっかり乗っかっているのかの問いに、長期財政計画は、この公共施設の老朽化問題に早期に対応しなければならないということから、公共施設のあり方計画案を策定しました。総務省からは、インフラ部分を盛り込んだ公共施設全ての計画をつくり、総合管理計画は29年度までにつくればよいという要請ですが、国は、公共施設の老朽化問題は全国的な問題で、地方の財政状況を考えたとき、何らかの財政措置をしなければならないということから、例えば、複合化する施設についての起債だとか、複合化される施設の解体に対しても起債を充てることができる、早く計画を策定することによって財源確保ができるように前倒しをしたとの答弁。

また、市民説明会で、刈谷豊田総合病院高浜分院の件も同時に説明をされたという経緯から、分院のために中央公民館を廃止して、取り壊しをして移転をさせるというような話になっているように聞こえていますが、そうではなく、公共施設マネジメント基本条例にのっとって、長期の財政計画の遂行のために中央公民館の取り壊しを行う、公共施設のあり方計画の推進、長期財政計画の推進のために、将来の高浜のためにこの計画を進めていく議案であるということでのよいのかとの問いに、平成26年8月に策定しました計画では、中央公民館は機能移転するというので、分院のためにではありませんとの答弁。

他の委員より、豊田会病院の関連で、中央公民館をいつまでに取り壊してほしいとか、更地にしてほしいとか、そういうことはあるんでしょうかとの問いに、市長より、病院からはいつまで

に壊してくれという要望はありません。いろいろな面で長期に使うというふうに残しておくものに関しては、我々はお金をかけていこうと思っています。だから、何も4年間のことだけで議論ができないことは、議員の方は御承知だと思っています。だから、4年間のその費用があれば4年間はおつかという、そうでも実はないんです。ほかに何か発生すれば、必ずそこにコストがかかってきます。だから運営費もかかってきます。だから4年後に廃止をしたときにかけたお金は何て言われますか。病院のところにお金をかけたところ、最近よく言われるんです。そこにかけたお金が無駄じゃないかと言われますが、そこにかけたお金は戻ってきません。だからかけないで済むのであれば、できるだけ前倒しをさせていただきたいという形で生まれてきたお金です。複合化をして、なおかつ将来の財政にいい影響を及ぼすだろうという判断のもとで行いたいと思っていますので、その辺は誤解のないようお願いをしたいと思いますとの市長より答弁。

他の委員からの質問で、豊田会からの要請があったのか、ないのかという話は、高浜市が考える今後の医療行政という部分から、当然今の高浜分院の建てかえ時期はおくれているレベルであると思っています。豊田会からの要請があるからとか、ないからではなく、そこにかかる高浜市からの費用を当然考えなければいけない。財政的には早く高浜が行政として進めていかなきゃならないことであるという判断の中でいうと、この4年間の前倒しというのはあるのではないかと。中央公民館の跡地の活用のことを、市としてはプランがないということであれば、有力な分院の移転候補地になるんだと。

それから、先ほど言った分院を早く建てかえることによって、今の分院にかかるさまざまな諸費用が削減できるなら、4年間の前倒しということはあり得るのかなとの問いに、市長より、我々の中央公民館の廃止は小学校への機能移転時にと御提案をしましたが、そのときに、3年後に実は更地になってしまいます。我々は何もつくる予定はありませんので分譲してしまうのか、しばらく置いておくのかというようなことになりかねません。3年後に、その時点で病院をどうだという議論をすればいいのか、その間に中央公民館にはお金がかかってきます。病院にも実はお金がかかっているんです。だから、前倒しは別の意味で費用発生を防ぐんだらうとの答弁。

また、他の委員の質問の仕方から、豊田会から要請がないにしたって行政的に考えると、こういう部分もあって前倒しだということは言うていただくべき、それが政策だと思うんです。今後何が必要で、何にしっかりお金をかけていくんだ。市民にとってどういうものが必要であって、それがどのタイミングでやっていくべきかということが、やはりマネジメント基本条例である限りは、我々議会がそれを監視できる。足らずまいは足らずまいで、どのようにそれを埋めていくのか。お金の問題じゃなく市民サービスの部分に関してしっかりとやっていただきたい。

我々議会として、あるいは議員として市民に対する説明も足らなかったのかとの問いに、市長より、我々もおっしゃるとおり今後もあらゆる場面を捉えて、広報または直接的な説明も含めてしていく必要があるだろうと思っています。中央公民館の話も病院の話もそうですが、その建物

だとかその事業だけを言っているわけでありません。高浜市全体の将来の財政状況、また将来の姿をどう考えるのかを前提として、公共施設のあり方も検討させていただいております。

我々の説明不足という点は、大いに反省すべきところがありますので、議会の中でも、皆さんにもお手伝いをいただいて、住民の方にそういうところをお知らせをいただければと思いますとの答弁。

次に、陳情第3号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情。初めに審査に先立ち、陳情者牧さんから意見陳述がありました。

高浜市は、医療法人豊田会刈谷豊田総合病院高浜分院の老朽化を理由に中央公民館を取り壊し、その跡地に新分院を新築・移転させる計画を進めようとしています。高浜市の文化の拠点としての役割を果たしているホールがなくなることについて十分な説明を受けておらず、マスコミの報道より知ったという状況です。

私たちは、高浜市民のまちづくりへの参画の機会を保障している高浜市自治基本条例が尊重され、まちづくりに関する情報を知る権利を保障し、市民の意見が反映される計画にしていく必要があると考え、市議会で採択することを陳情。

陳情項目は、中央公民館の取り壊しについて、高浜市住民投票条例による住民投票の実施をすること。

委員より、中央公民館の取り壊しについては、今後の公共施設の方向性、考え方を取りまとめた公共施設総合計画において、機能移転する考え方に基づいて実施をされております。中央公民館の機能移転は、平成25年3月に公共施設あり方検討委員会から提言されたもので、複合化・集約化の考え方が示され、この考え方が踏襲され現在に至っております。

この公共施設のあり方の取り組みは、昨年3月定例会で附帯決議や施政方針を踏まえて、高浜市が持続して自立した自治体として次世代につなげるための取り組みと考えます。このことから中央公民館を取り壊し、機能移転することに理解するものであります。今定例会において、議案及び当初予算に計上されている取り壊し費用等は、その考え方に則したものであり、中央公民館の取り壊しについて、高浜市住民投票条例による住民投票を実施することの陳情には反対との意見。

他の委員より、中央公民館の取り壊しは厳しい財政状況の中、長期にわたって老朽化する市内の公共施設をどうしていくのかという観点から考えなければなりません。ただ単に、中央公民館を残したほうがいいのか、取り壊したほうがいいのか問われれば、大半の人が取り壊しには反対でしょう。しかし、今後40年間の長きにわたって公共施設のあるべき姿を考えると、真に必要な施設だけを維持改修、建て直し、それ以外の施設については廃止あるいは機能移転を選択せざるを得ません。中央公民館においては取り壊しが予定されておりますが、そのホール機能は高浜小学校に移転されることになっており、高浜市からホール機能がなくなるわけではありません。

よって、本陳情には反対との意見。

他の委員より、中央公民館は高浜市内唯一のホールが備えてある施設で、高浜市の文化の拠点として大変重要な役割を果たしている。高浜市自治基本条例が尊重され、まちづくりに関する情報を知る権利を保障し、市民の意見が反映される計画にしていく必要がある。解体に賛成する人も、賛成しない人もみんな住民投票をやって、その結果を尊重していただきたいという陳情であり、賛成しますとの意見。

他の委員より、中央公民館の取り壊しについての賛成、反対は関係なく、市民の皆さんの声を聞いてくださいという思いだと思います。1カ月半で9,510筆の署名は大変重い、市民の皆様の思いと考え、住民投票を実施することについては賛成との意見などが出されました。

引き続き、陳情第3号に係る自由討議を実施いたしました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第18号については、賛成多数により原案可決。

陳情第3号については、賛成少数により不採択。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案・陳情に対する審査結果であります。

次に、平成28年1月27日に開催の第8回委員会では、当局より、1、新庁舎の瓦の使用について、2、新庁舎の工事進捗状況について、3、高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会のアンケート集計結果について、説明、報告がありました。

市民説明会は、5地区において延べ593名の方の参加をいただきました。この参加者数には市職員、教職員、議員の皆様も含まれていると、複数の地区に参加された市民の方がお見えになります。

市民の方からのアンケートの中では、複合化・集約化の必要性は、一定の理解はするけれども、個別の施設、各論では反対。モデル事業として進めております高浜小学校の複合化を見ていただく中で、公共施設のあり方の取り組みを御理解いただけるように進めてまいります。

アンケート意見の傾向は、公共施設のあり方に関する意見として、市の財政状況を見据え取り組みを進めていくべきという意見が多く見られる。

学校の複合化に関する意見としましては、複合化・集約化に対して一定の理解はしますが、児童の安全などに不安を感じている方が見える。児童の安全は第1優先に考え、地域の見守りによる児童の安全が確保できる。複合化により不審者を排除できるような体制を整備することで御理解いただけるよう、説明する必要がある。

中央公民館、病院に関する意見では、総論賛成という中で各論に入っておりますと、立ち位置によってそれぞれのお考えになる。結果は、市のホームページに掲載をしています。

4、高浜小学校等整備事業基本計画（案）について、5、勤労青少年ホーム等の跡地活用について、6、医療法人豊田会との新たな協定に向けての高浜市の要望事項についての報告がありま

した。

当局より、分院の建てかえに伴い、医療法人豊田会に病院運営は自主自立した経営を行うことを要望、つまり病院の運営費補助金は廃止をするという方向で考えております。診療体制は現体制に加え、入院について新たに一般病床を新設していただくことをお願いしております。資産等の貸与等は有償貸与と、家屋及び償却資産とも課税とすることを要望しております。

高浜市の財政支援は、建てかえに対する移設改修費補助金20億円を限度といたしまして分割で支給すること。民間移譲時に実施したリフレッシュ工事に対する減価償却相当額の補助金は、全て償却するまで平成30年度まで継続をする。現協定で規定されております豊田会に対する地域医療、救急医療振興事業及び高度医療の補助金は廃止をし、要望したとの報告。

委員より、具体的にいつごろの段階で要望を出したのかとの問いに、1月早々に豊田会の事務部長のところに話をした。理事長のところにも話を持っていっておるとお聞きしているとの答弁。

また、要は要望事項ということで、高浜市の基本姿勢的な部分をお示ししたということですか。また豊田会との協定書、今後折衝をしていく中で、3月定例会以降になる可能性もあるということかとの問いに、3月に行われる豊田会の理事会に間に合うよう協定書の詰めをやっている。まずは覚え書きというものでつくっておいて、実際の建てかえが始まる前、協定書という形になると思いますが、間に合わないとは当然日程がおくれていくということになりますとの答弁。

また、中公の廃止・解体の件と病院は別であるが、国だとか県が示す今後の動向というものもあり、中公を病院が来るから早く壊さなくてはとっておられる方も市民の中に見えますので、そうじゃないというところをしっかりと示していただきたい。市の政策として進めていくためには姿勢を崩さないようにとの問いに、病院に関しては新たに仕切り直して、豊田会からこのような病院を考えていきたいと方向性が出ました。私どもが考えておる内容も入っております。民間移譲したときに20億円を債務負担行為とし、その時点で医療を継続するというをお約束しているわけで、それを前提とした中の議決をしたものは非常に重要です。その部分を担保しながら、ほかの条件については一般的な病院を融資する中での考えで協定を進めていくということになりますとの答弁。

次に、平成28年2月15日開催の第9回委員会では、1、高浜小学校等整備事業基本計画について。

高浜小学校等整備事業基本計画について御質問の内容につきましては、書面をもって議員の皆様にお示しをさせていただき、基本計画は市のホームページで公表との説明。

2、高浜市公共施設総合管理計画（案）について。

高浜市の公共施設総合管理計画につきましては、昨年制定をした公共施設マネジメント基本条例に基づいて、箱物施設やインフラ施設の公共施設について、将来の人口推計や社会情勢などから厳しい財政状況が見込まれる中、今後の公共施設をどのように考えていくのかの方針をまとめ

たもの。

本計画は全7章で構成しており、第1章は公共施設総合管理計画の策定趣旨などについて、第2章は高浜市の現況と今後の課題について、第3章は本計画の全体方針について、第4章は平成26年度に策定をした公共施設あり方計画（案）を踏襲する形で、基本方針のほか施設改善方針、施設保全方針について、第5章はインフラ長寿命化計画として、インフラ施設の長寿命化方針などについて、第6章は複合化された施設の跡地活用方針について、第7章は計画の推進体制について、それぞれをまとめています。

平成26年8月策定の公共施設あり方計画（案）では、さらなる見直しが必要とのこと。あり方計画（案）の推進プランを前倒しすることなど見直しを行い、高浜小学校の複合化に当たり、図書館といちごプラザを複合化の対象施設から除外しています。機能移転を新たな複合化先として、いきいき広場を考えています。

次に、インフラ施設推進プランについて、最後に今後のスケジュールの説明がありました。

3、高浜市長期財政計画（案）について。

策定目的として、長期財政計画は公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画であり、超長期の視野で歳入歳出をシミュレートしてみて、どのような事態が起り得るのかを早い段階で理解し、どのような政策をとるべきかあらかじめ検討しておくことが必要になります。こうした背景のもと長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を目的として策定するものであります。

次に、計画期間は公共施設総合管理計画と同じ平成63年度までとし、市の総合計画の見直しにあわせて改定を行うとともに、当初予算編成時に所要の見直しを行うこととしております。

長期財政見直しを行う上での推計方法であります。歳入歳出共通事項として、直近の平成26年度決算額または平成27年度決算見込み額をベースとし、人口が関連する費目については、高浜市人口ビジョンの人口推計を用いました。

歳入の推計方法の一例として、基幹税である市民税のうち個人市民税については人口ビジョンの生産年齢人口と連動し、法人市民税については法人税割の一部国税化による税率の引き下げと法人実効税率の引き下げなど、現時点での税制改正の影響を見込んでいます。国庫支出金は、小・中学校等整備にかかる補助金を見込んでおり、市債については箱物施設及びインフラ施設にかかる市債を見込んでおります。

歳出の推計の一例として、扶助費は平成26年度決算額をベースに、原則として各費目に応じた人口推計として、児童福祉費であれば年少人口推計、高齢者福祉費であれば高齢人口推計といった人口推計を反映しています。物件費、補助費については平成26年度決算額を横ばいとした上で、選挙など年度により事業費が大きく増減する事業を反映して推計をしています。

こうした推計条件で試算した結果、公共施設推進プラン、事業費の見直し等に取り組むことに

より、基金残高の推移は、平成55年度以降は急速に基金残高が減少するものの、平成63年度まで基金が枯渇することなく財政運営ができるシミュレーション結果となりました。

歳入の推計結果について、主な項目として、市税では個人市民税は生産年齢人口の増加に伴い増加傾向にあるものの、法人市民税が減少し、市民税全体としては減少を見込み、平成47年度以降は横ばいとし、そのほか歳入収入のうち財政調整基金繰入金については、平成51年度はゼロ円、55年度は3億800万円となっていますが、その中間年の53年度以降は毎年、基金の繰り入れによる財政運営を強いられる見通し。

国庫支出金については、平成29年度から39年度と平成47年度から59年度に20億円を超える山があるが、この山は公共施設の大規模改修集中期の第一波と、建てかえ集中期の第二波が重なる時期になります。市債については投資的経費の増減により変動しますが、建てかえ集中期の第二波が到来する平成46年度から60年度にかけて15年間の総額が159億円、1年平均10.6億円の市債を発行する時期となります。

そうした中で、平成43年度の市債発行額は、第一波と第二波の中間に当たり3億1,100万円と低く、平成41年度から45年度にかけて一次的に市債残高が減少。この時期は投資的経費が抑えられる時期であり、こうした時期の基金の積み立てが大切になってくるものと思われます。

歳出の推計結果については、主な費目として、扶助費は年々増加傾向にあります。公債費は、しばらくは過去の借り入れの償還額と新たな借り入れの償還額が均衡し、9億2,000万円から3,000万円前後で横ばいが続きますが、平成46年度からの第二波の借り入れの償還が本格化する平成51年度頃より増加傾向が顕著となります。平成55年度以降は10億円を上回る金額で推移をしますが、第一波、第二波を迎えても公債費が11億円程度に抑えられているのは、推進プランへの取り組みを踏まえたことや、過去の借り入れの償還が終了する時期と、第一波の借り入れの償還が本格化する時期が入れかわって循環することも、その理由であると考えられます。

投資的経費については市債同様に、公共施設総合管理計画に基づく建設事業を反映して増減をしますのでこぼこがありますが、そうした中で、平成43年度の5億200万円を挟んだ前後5年間は投資的経費が抑えられる時期であり、こうした時期の基金の積み立てが大切になってきます。

歳出総額を見てみますと、160億円規模になる山が幾つかあります。1つ目の山が平成30年度から32年度の高浜小学校の建てかえと高取小学校の大規模改修等の時期、2つ目の山が平成46年度、47年度の高取小学校の建てかえの時期となります。基金を取り崩しての厳しい財政運営が予測されます。

財政調整基金は、景気回復による税収増等により、平成27年度見込み額は18億5,700万円まで回復。公共施設等整備基金は27年度見込み額は10億6,900万円であり、財政調整基金を合わせた合計額は29億2,600万円となっています。平成47年度と51年度を挟む45年度から53年度の間は、合計で50億円を超える基金残高となる見込みですが、その後は第二波による投資的経費及び公債

費の増加により急激な減少が見込まれます。長期財政計画が示す見通しは50億円程度の基金を確保しておくか、または同額の歳入確保、もしくは歳出削減に取り組んでおかなければ、第二波に対応できないことのあらわれであるとも言えます。

事業費の見直しは、平成27年8月21日の公共施設あり方検討特別委員会で、事業費見直し計画（案）の進捗状況を御報告させていただきましたが、27年度においては、5つの事業及び見直しの目標額を定めました。

最後に、目標未達時の対応について。

長期財政計画をより実効性のある計画とするためには、予算査定等を通じて毎年事業費の見直しに取り組むとともに、急激な社会経済状況の変化や、標準財政規模のおおむね10%の基金残高を確保できない場合などは、一層の行財政改革に取り組むことや緊急時への対応をすべきことを定めています。

次に、平成28年2月29日開催の第10回委員会では、1、高浜小学校等整備事業基本計画について。

平成28年1月27日開催の特別委員会提出資料に係る質問が5名の委員よりありました。内容には大きな修正は必要ないものと判断をして、市ホームページにて公表をさせていただきます。あわせて3月15日の広報においても、本資料の概要を掲載してまいります。

次に、高浜小学校等整備事業全体スケジュールは、平成28年1月に市場調査を実施しています。2月の基本計画の公表については資料を公表。今後の予定は、本日提出した基本計画をもとに作成をいたします実施方針案及び要求水準書案、これを3月17日開催の特別委員会にお諮りをし、3月末をめどに案のまま公表してまいります。そしてこの案に対する質問を受け付けてまいります。

なお、この間に、資料の説明及び現地の視察を兼ねた現地説明会を開催する予定をいたしております。

1月末から実施しました高浜小学校等整備事業市場調査の目的は、民間事業者の参入意欲、参加可能な事業スキーム、各業務の削減率等、事業参加の可能性の把握を行うために実施したもので、その結果から、高浜小学校等整備事業は、本日お示したスケジュールにより進めていきたいとのこと。

次に、第11回開催の委員会では、1、高浜市公共施設総合管理計画について、前回の委員会で長期財政計画とともに内容の御説明をさせていただき、その後、2月16日から3月1日までの2週間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見等を聴取し、9名の方より36件の御意見をいただきました。3月24日に市ホームページで公表、市広報には4月15日号に、このパブリックコメントの結果を掲載予定。

次に、2、高浜小学校等整備事業については、公共施設のあり方について、複合化のモデル事

業として、これまで教職員を含めて庁内の関係グループで構成をいたします学校施設検討部会で検討を進めてまいりました。

この基本計画を踏まえ、本事業の実施方針案及び要求水準書案の主なポイントと今後のスケジュールについて説明させていただきます。

実施方針案では、本事業に関します情報を早く、かつ広く周知することを目的として、民間事業者に対する準備期間の提供及び市民の皆様に対して周知を図るためのもので、内容は本事業で整備する施設、こども園につきましては民設民営による補助金のメリットや、現高浜幼稚園の大規模改修への転換の可能性も考慮をさせていただいた結果、現幼稚園地で整備を進めるとし、本事業からは外します。事業方式は市場調査の結果に基づき、PFIの中のBTO方式とし、民間事業者が本施設の設計、建設を行い、本市に所有権を設定後、事業期間中、維持管理業務を遂行する方式で実施します。

事業期間は、事業契約締結より平成46年3月31日までとし、事業期間終了後には、以後の維持管理を市が実施するものです。

事業の対象範囲は、本事業は設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務を対象としています。

特定事業の選定の基本的な考え方、特定事業の選定は、本事業をPFI手法により実施をする場合に必要の手続として、事業者募集をかける前段階において、従来の手法により実施した場合と比較して、本市の財政負担の縮減が期待でき、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づく特定事業としての選定を行います。

募集方法及び選定方法は、事業者の選定方法については、PFI法第8条第1項の規定により公募の方法等によることとされており、総合評価一般競争入札方式によることを原則とされています。この総合評価一般競争入札方式は、サービスの対価の額に加え、施設整備、維持管理に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価して、事業者を選定するというものです。

募集及び選定スケジュールは、実施方針案に係る質問、回答を行った後、4月28日に実施方針として公表予定。要求水準書案は実施方針案にあわせて公表させていただき、質問、回答を行った後、7月上旬に予定している入札公告にあわせて公表します。

なお、実施方針に関する質問、回答につきましては、今回お示しをした実施方針案について1回、また実施方針公表後にまた質問、回答をさせていただきます。要求水準書に対しては、入札説明書の公表までの間、質問、回答を進めさせていただき予定です。

また、ことしの6月定例会におきまして、事業の予定価格となります事業費の債務負担行為については、また平成29年3月定例会において、事業契約の締結についてそれぞれ上程をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

要求水準書案は7月の入札公告時に公表する資料でありまして、本事業で整備します施設に関

する設計及び建設、維持管理に関する条件を記載したもので応募していただきます。

設計業務における基本的な考え方は、意匠計画の考え方として施設の全体配置、ゾーニング等の考え方を記載。地域性・景観性では、校舎棟などに瓦など地場産品の採用を積極的に図ることといったことを明記。施設の建築構造体の耐震安全性は、学校施設に求められる基準。

防災安全計画の考え方では、安全性の確保として、地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、メインアリーナ及びサブアリーナは、災害発生時に地域の拠点となる避難所としての利用を前提として計画。災害時の際に、情報発信や一定期間滞在することが可能な避難所として利用できるよう、トイレ、シャワー、更衣室等を設置するなどの工夫をすることを求めています。

保安警備の充実では、これまで市民の方、また議員の皆様方より御指摘のございました児童の安全ということで、セキュリティに関して、日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止するなど、施設の保安管理に留意した計画として、施錠装置は全諸室に設けることといったことを求めてまいります。

この実施方針案や要求水準書案は、3月24日に市のホームページに公表。事業者、議員の皆様、また市民の皆様から4月上旬ごろまでに質問を受け、回答を行った後、実施方針を公表させていただく予定です。

各委員会での説明、報告について質疑があり、当局より答弁をいただきました。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で公共施設あり方検討特別委員会の報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長、7番」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 先ほどの福祉文教の中の議案第8号の中で、「離職5年間は全職員が規制対象となる」との答弁をさせていただきましたけれども、その部分の削除をお願いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 次に、予算特別委員長、鈴木勝彦議員。

14番、鈴木勝彦議員。

〔予算特別委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○予算特別委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月9日、委員全員と市長初め関係職員出席のもと審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果についての御報告を申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算については歳入歳出とも款ごとに行い、特別会計及び企業会計につきましては歳入歳出一括にて審査を行いました。

議案第29号 平成28年度高浜市一般会計予算の歳入についての経過を報告いたします。

1 款市税では、納税義務者を28年度は何人ふえる予定をしているのか、また、増額の要因はどの問いに、319人の増を見込み、給与所得額を前年度比1人当たり8万3,400円増を見込んだ個人市民税の増額とのこと。

法人市民税が一部国税化の影響で税収が減っているが、その影響額はどの問いに、26年度の導入前との比較では、約五、六千万円の減とのこと。

財源確保の政策と歳入不足を補う独自の財源確保を考えているのかとの問いに、企業誘致によって財源確保を図ることと、徴収率の確保とのこと。これらは、総合計画の中期基本計画の中にも掲げており、アクションプランに定めて進めていく予定とのこと。

2 款地方譲与税は、質疑ありませんでした。

3 款利子割交付金について、交付金が1,800万円から600万円に引き下げられている理由はどの問いに、平成25年度税制改正により、平成28年1月以降に支払いを受ける利子から、法人に係る利子割が廃止されたこと。特定公社債の利子等が利子割の課税対象から除外され、配当割に移動することによる減収を見込んでいるとのこと。

4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、8 款地方特例交付金は、質疑ありませんでした。

9 款地方交付税について、普通交付税の6,000万円が計上されているが、去年はなかったが、その理由はどの問いに、普通交付税の国から示された算定方法を参考に推計したところ、基準財政需要額は70億9,500万円となり、一方、基準財政収入額が69億493万2,000円と推計をした。需要が収入を1億9,000万円余り上回ることから交付を見込み、国の財政調整の中で、その3分の1を普通交付税として予算計上し、残りの3分の2の1億3,000万円を臨時財政対策債として予算計上したとのこと。

10 款交通安全対策特別交付金、11 款分担金及び負担金、12 款使用料及び手数料、13 款国庫支出金、14 款県支出金、15 款財産収入は、質疑ありませんでした。

16款寄附金について、食育推進指定寄附金はどのような寄附金かとの問いに、平成28年度に協議会設置実施10周年を迎えるに当たり、今後の食育推進の企画を実施するため、昨年11月に公募市民等による高浜食育フェスタ実行委員会が立ち上がり、現在、実行委員会では、ことしの食育の日である6月19日の日曜日に、記念式典を初めとするフェスタを実施する準備をしている。フェスタの準備費は市の歳出として補助金等を計上しているが、実行委員会でも財源確保策として、各種助成金の申請に加え、個人や事業者の方からの協賛金を募るとともに、カワラッキーのキャラクターグッズの製作販売等を企画して実行委員会が確保した財源から、市へ寄附金としていただくことを想定したものとのこと。

17款繰入金について、財政調整基金の増額の説明をとの問いに、公共施設のあり方計画（案）を進めるための庁舎の借上料、総合窓口総合住民情報システムの構築費、障害者自立支援給付事業、保育園運営事業など、一般財源所要額が増加したことに伴い、財政調整基金から繰り入れるものとのこと。

18款繰越金について、昨年と同額の3億円が計上されているが、積算根拠はとの問いに、一定金額の繰越金を次年度の当初予算に計上することは、あるべき姿であると判断をし、平成25年度から計上している。3億円は一般的に歳入で6%、歳出で3%、大体6%ぐらいの繰越金が発生する。歳入については、税収が予想しがたいので、その税収の上振れ分を繰越金として見込むのは難しい。一方、歳出については、予算の議決額を上回って歳出は執行ができないので、歳出は予算額を下回ってくるのがおおむね3%ぐらいである。今回2.1%の繰越金を計上したが、ちなみに碧海4市の3カ年平均は2.2%であるので、平均的な額を繰越金として計上したものとのこと。

19款諸収入、20款市債は、質疑ありませんでした。

次に、歳出について、審査経過の概要を御報告いたします。

1款議会費は、質疑ありませんでした。

2款総務費について、総合窓口住民情報システム業務委託料について、新システムにおいて借上料ではなく、委託料で計上した理由はとの問いに、新システムはクラウドシステムを導入して、データセンターにおいてシステムの管理運営を委託予定しており、従来の機器及びシステムリース契約ではなく、業務委託契約とすることから、委託料として計上するものとのこと。

クラウドシステム導入に対する効果はとの問いに、データセンターでシステムが管理される効果は、大災害時にシステムが継続して利用できるように全てデータセンターが対応するため、リスクが軽減される。また、システム障害の監視及び復旧をデータセンターが行うということで、職員の負担が軽減される。さらに、24時間のシステム監視を行っており、セキュリティが強化される等、効果として挙げられるものとのこと。

職員の衛生管理事業のストレスチェック補助業務委託料とはとの問いに、労働安全衛生法が改正され、従業員50人以上の事業場において、ストレスチェックを義務づけられ、職員及び臨時職

員に対してストレスチェックを実施するための委託料。内容は、ストレスチェックの診断、検査結果の集計、分析、カウンセリング等とのこと。

平成28年度職員の研修事業の特徴はとの問いに、職員研修は昨年度に引き続き、ただ単に聞くだけの研修ではなく、本人のやる気につながる研修。例えば自治大学校や地域リーダー養成塾の研修を引き続き実施、また、女性活躍推進法施行に伴い、女性職員の活躍を推進するため、女性管理職の育成を目的とした自治大特別課程「女性幹部養成支援プログラム」の研修参加。さらに、平成29年1月より新庁舎が完成することから、これを機に市民が気持ちよく市役所を利用していただくため、全職員を対象に接遇研修を行うとのこと。

市公式ホームページの自動翻訳業務委託料で、多言語化を実施する具体的な内容はとの問いに、翻訳サービス事業者が運営する翻訳システムを介して、所定の言語に機械的に翻訳し、ホームページを閲覧することを可能とする。予定として、英語、ポルトガル語、韓国語、中国語の対応を考えているとのこと。

高浜小学校支援事業業務委託で、要求水準書の中に市内の業者を積極的に入れてもらえる項目が入るのかとの問いに、地元の企業の参画をお願いしていく予定であるが、具体的な規模になっていくので、提案を応募された企業との関係等もあり、具体的に企業数までも入れることまで考えていないとのこと。

防災活動事業の福祉避難所はどの状況で開設されるのか、対象者はとの問いに、まず小・中学校の体育館を避難所として開設し、障がいのある方、高齢の方、乳幼児の方で、一般と切り離して厚く対策したほうがいい方々を、福祉避難所に入らせていただくとのこと。

3款民生費では、債務負担行為で新たにマシンスタジオ機器借上料を平成34年まで計上した背景と理由はとの問いに、更新したリース期間の6年が28年6月に満期となり、新しいマシンに更新するリース料とのこと。

いきいき広場管理運営業務の空調機器等の更新工事の内容はとの問いに、空調機を全面的に更新と全面LED化を行うものとのこと。

脳と体の健康チェックの検診の実施状況とこれからの業務計画はとの問いに、平成27年9月から3月末で全ての町が終了となり、およそ3,200の方が受診され、対象者の3分の1が受診されました。さらに、平成28年度については、4月から6月にかけて、再度、未受診者の受診勧奨を実施し、認知症の早期予防につなげていきたいとのこと。

4款衛生費について、病院事業運営費補助金と病院施設整備補助金について、豊田会への移譲時の協定書に基づいて支払いをされる内容はとの問いに、豊田会への平成28年度の財政支援では、経営基盤強化対策事業として、分院の運営に要する支援として1億円、病院の移譲時にリフレッシュ工事を実施した施設改修工事費の減価償却相当額ということで2,000万円、地域医療救急医療振興事業補助金として4,310万円、高度医療機器等の補助事業として3,000万円、施設の大規模

改修事業補助金として1,171万1,000円、合計で2億481万1,000円を支援するものとのこと。

5款労働費は、質疑ありませんでした。

6款農林水産業費では、明治用水中井筋改修事業の進捗状況はとの問いに、現在、名鉄を横断する工事を行っており、平成30年3月に工事を完了する予定で現在継続中ですが、全体の進捗状況は平成27年度の82%を計上しているとのこと。

7款商工費では、三州瓦屋根工事奨励補助金について、28年度からどのような展開を考えているのかとの問いに、高浜市として地場産業の振興及び瓦を利用した景観形成の促進に努める目的のため、三州瓦屋根工事等奨励補助金で、庭のガーデニングにエクステリア材として、高浜市内に本店または本店に準ずると認められる事業所において製造された三州瓦を使用した際に、造園工事に係る材料費、三州瓦限定の一部を補助予定しているとのこと。

8款土木費では、橋梁修繕調査設計業務委託料について、どこの橋梁を対象としたものか、また、坂上橋管理負担金とはとの問いに、平成29年度に工事予定の平松橋の補修設計業務委託と、市内の橋の長さ橋長が15メートル以上のものに対する法定点検を実施するもの。坂上橋は碧南市との管理協定に基づき、高浜市は維持管理に対する費用の半分を負担する事業費で、碧南市が坂上橋の補修設計を委託すると聞いているとのこと。

準用河川改修調査設計業務委託料、中吉樋門基本設計業務委託費について、対象の場所と業務内容はとの問いに、稗田川の河川改修工事にあわせて、鮫川が稗田川へ自然合流する鮫川の機能についての調査設計業務を委託するもの。中吉樋門基本設計業務委託費は、現在、愛知県が進めている第3次愛知県地震対策アクションプランによる高浜海岸の防潮堤改修にあわせ、八幡町、新田町の雨水対策施設の樋門について基本設計を行うもので、基本設計の結果次第では、県の防潮堤工事の前に樋門の工事を行う必要が発生する。この八幡町、新田町を含めた吉浜地区については、近年の局地的な集中豪雨の被害を受けて、平成27年度に実施した下水道施設現況調査検討業務について、現況の雨水施設の能力不足が判明した箇所を順番に改良していくものとのこと。

9款消費費では、消防団員家賃補助金が増額になっている理由はとの問いに、現在の消防団員の処遇改善に加え、団員確保の側面や配偶者の団員活動への理解、協力も含めて、現行の消防団員家賃補助制度の充実、拡充について、消防団とも相談した結果、現行の対象者である配偶者と子供がいる者に加え、単身者、配偶者のいる者、配偶者はいないが子供がいる者に、対象を拡充することにより増額となるとのこと。

10款教育費では、中央公民館取り壊しに伴い、商工会事務所、ライオンズ事務局、青年会議所事務局、こざくらの移転先はとの問いに、商工会は3月末の臨時総会で総意を確認される予定、ライオンズ、青年会議所は希望を確認している段階、こざくらはその時点で廃業する予定とのこと。

小学校教育用のパーソナルコンピュータ及び学習ソフトの借上料で、今年度から港小学校以外

の4小学校にタブレット型パソコンが導入されたが、港小学校への導入はとの問いに、リース期間が1年ずれており、1年おくれで同様のタブレット型パソコンの導入を目指し、28年度の当初予算に計上したとのこと。

スポーツ施設改修工事費の概要はとの問いに、碧海グラウンド、碧海テニスコートの照明器具設備の改修工事、ナイターの照明器具の更新と、それを支える鉄塔のさびどめを含めた塗装工事を行う予定。ナイター照明器具は、電気の使用料とメンテナンス費用の削減及び省エネ性の実現を鑑み、LED化を進めるとのこと。

(仮称)高浜緑地多目的広場の整備で、スポーツゾーンと地域交流ゾーンに分けられているが、平成28年度の工事に至った経緯と、整備工事の概要はとの問いに、(仮称)高浜緑地の整備は、衣浦港務所と定期的に協議を行っており、一度に全ての整備予算を確保することは非常に困難であるので、少年野球のグラウンドが不足している本市の状況から見て、多目的スポーツ広場部分の早期供用開始を強く願い交渉を進めてきた。その結果、平成28年度の衣浦港務所において、グラウンドの造成工事、仮設駐車場の整備などを行い、高浜市ではスポーツに供することができるように、防球ネットの設置工事や、バックネット、サッカーゴール、物置などの工事を進めていき、平成28年度3月近くには供用開始を考えているとのこと。

新しい市史編さんの発行までのスケジュールと進め方はとの問いに、基本的には5年後の市制50周年に記念誌として発行できればと考えており、平成32年度に完成予定。着手については、平成28年度の10月を目標に、市史編さん委員会を立ち上げ、市史編さんに向けた体制づくりを進めていくとのこと。

11款災害復旧費は、質疑ありませんでした。

12款公債費では、一番古いのと金利はとの問いに、平成27年度末の状況で最高が4.75%、平成6年度借入れが一番古いものとのこと。

13款諸支出金、14款予備費は、質疑ありませんでした。

議案第30号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、歳入の減額理由はとの問いに、国保税の収納率は0.2%の増加でしたが、その上で減額要因は、被保険者及び世帯の減少とあわせて、課税限度額の改正と低所得者に対する軽減の拡大の影響によるものとのこと。

議案第31号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計予算では、質疑ありませんでした。

議案第32号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計予算では、下水道施設現況調査検討業務委託料の業務の内容はとの問いに、汚水管路の維持管理において、ふぐあいが生じている管が発見されたことに伴い、平成28年度委託業務では、引き続き緊急輸送道路下に埋設されている残りの5キロと、詳細調査が必要な約6キロの管内調査及び調査結果分析対策検討を予定しているとのこと。

議案第33号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算は、質疑ありませんでした。

議案第34号 平成28年度高浜市介護保険特別会計予算では、保険料の滞納者の数はとの問いに、28年2月現在で204人とのこと。

議案第35号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算は、質疑ありませんでした。

議案第36号 平成28年度高浜市水道事業会計予算では、年間総給水量を前年度より3万立方メートル減らした理由はとの問いに、大口の需要者が県外に撤退、他の大口需要者も製造過程の見直し等で使用水量が大きく減少したこと、また天候不順の影響、事業所や家庭で使用する機器の節水機能の向上等が考えられるとのこと。

以上が審査経過の一部であります。概要報告といたします。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第29号、議案第30号は、挙手多数により原案可決。

議案第31号は、挙手全員により原案可決。

議案第32号は、挙手多数により原案可決。

議案第33号は、挙手全員により原案可決。

議案第34号、議案第35号、議案第36号は、挙手多数により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

[予算特別委員長 鈴木勝彦 降壇]

○議長（幸前信雄） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 御指名をいただきましたので、日本共産党を代表して、議案第1号、第2号、第7号、第14号、第18号、第20号、第21号について、反対討論をさせていただきます。

議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について、第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、この2問については関連がありますので、あわせて討論いたします。

本条例は、行政処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てについての一般法で、個別に特別の定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用されるものです。

行政不服審査制度とは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁にその不服を申し立てる手続で、国と地方公共団体に共通に適用するもので、原則全ての行政分野が対象となります。改正によって異議申し立てが廃止され、審査請求に一元化されることとなります。

国は簡易迅速で手続保障の水準が向上するとしていますが、審査請求の前に置かれていた異議申し立てが廃止になり、異議申し立てにあった参考人の陳述や鑑定の要求、処分庁による検証、審査請求人または参加人の審査・尋問という手続がどのようになるのか不透明です。これらは再調査を行う行政側にとっては簡易迅速になっても、国民の権利や利益の救済にとって、後退と言わざるを得ません。

以上の理由から本議案には賛成できません。

第2号については関連法案ですので反対をいたします。

次に、議案第7号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について、本案は、職員の意に反する降給について必要な事項を定めることとする条例の制定です。職員が自治体で働いて人の役に立とうと就職し、意に反して降給することについては、公正、公平に評価されるべきで、勤務実績がよくないと認められるといっても、部署の配置の問題も含め、上司の感情論も入る懸念もあり、賛成できません。

次に、議案第14号 高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について、これは問題が関連がありますので、あわせて討論いたします。

本案は、南部公民館の指定管理者を南部ふれあいプラザに指定するものです。公民館等の生涯学習施設の運営に当たっては、施設の維持管理及び受付業務等の事務的作業が中心になっています。これらの事務作業を的確に処理することを前提として、生涯学習施設のもう一つ重要な業務は、公民館を活用した旺盛な学習、文化、芸術等の活動が展開できるようにする企画を進め、施設利用者と職員、あるいは施設利用者同士の交流を促進するために、専門の指導員の配置が求められます。

社会教育に対する基本的な知識や経験等の相談や助言の対応ができるような体制を構築するためには、生涯学習施設の管理運営は公設公営に戻すことが必要であることを指摘し、反対討論いたします。

議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について、これも関連がありますので、あわせて討論いたします。

本案は、高浜中央公民館を解体するための条例です。中央公民館は築35年、十分使える施設です。使える施設を解体するということは、無駄遣いと言わなければなりません。高浜市で唯一のホールを備え、児童・生徒の音楽会を初め、演劇、公演など、文化の拠点として大きな役割を果たしています。機能移転として、高浜小学校の体育館を建てかえ、その中でホール機能を持たすと言われますが、具体的にははっきりしていません。外の音も聞こえず、中の音も外へは漏れない、椅子も設置して、音響設備もあるホール機能をどうやって設置するのか、はっきりしてはい

ません。

委員から、分院のために中央公民館を廃止して取り壊して移転をさせるという話に聞こえているが、中央公民館は機能移転することが既に位置づけられていたんだとの意見がありました。既に位置づけられていようが、使えるものを壊すのは無駄遣いであり、市民も気がついたから反対しているのです。

このまま残すのは費用がかかるとの話もありましたが、建物改修に必要な金額で言えば、壁面の改修など安い壁材もあり、検討が必要です。既存の公民館を20年後も改修した方が40年後の財政負担は少ないのではないかと、公民館を壊す前提での話しか、市がしないのはおかしいし、残存価格も7億円余りということであり、3億円もかけて解体するのは無駄遣いと言わなくてはなりません。

委員から、最低でもと意見があったように、病院から早くという話があったわけではないとのことや、長期財政計画で財政的にももつことがわかったのであるから、高浜小学校の整備工事が済んでから中央公民館を取り壊すことはできないのかとの声を聞くべきではないかと、市当局は取り壊しありきで意見を聞く考えは見当たりません。

以上の理由で、ことし11月に公民館を取り壊す計画には賛成できません。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、7番、柴田耕一議員。

〔7番 柴田耕一 登壇〕

○7番（柴田耕一） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について、及び、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備につきまして、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

行政不服審査法につきましては、昭和37年制定以来、50年間抜本的な改正が行われておらず、この間、国民の権利意識が変化し、行政手続法の制定や行政事件訴訟法の抜本的な改正など、制度を取り巻く環境は大きく変化していることから、審理の公正性の確保など、時代に即した制度の見直しが喫緊の課題となっており、こうしたことから公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大といった観点から改正がされたところでございます。

本議案は、法の主な改正内容であります審査会への諮問手続の導入、不服申し立ての構造の見直し、審理員制度の導入など、市民の権利利益の救済を目的としたものであり、審査会への諮問手続の導入として、処分または作為についての判断が公正かつ慎重に行われる手続を整備することで、採決の客観性、公正性を高める上で有効である、有識者で構成する行政不服審査会の設置に関する条例の制定、また審理員制度を導入するとして、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関し、本定例会に上程されたものと理解し、不服申し立ての公正性、利便性の向上を目的に改正された法の趣旨に基づき、簡易迅速な手続により市民の権利利益が救済されるというこ

とを踏まえ、2議案の提案について理解できることを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔7番 柴田耕一 降壇〕

○議長（幸前信雄） 討論途中ではございますが、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうど。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります議案第7号高浜市職員の降給に関する条例の制定について、市政クラブを代表いたしまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、新たに同法第15条の2第1項第3号において、職員の降任について定義づけされたことに伴い、これまで解釈上、降任に該当するとされてきた降任を伴わない降格については、降給に該当することとされたことを受けて、同法第27条第2項の規定に基づき、分限処分としての降給について、その事由を条例で定めるものであります。

また、国においては、国家公務員の降給について定める人事院規則が既に制定されており、総務省自治行政局長通知により、この人事院規則を踏まえて、本条例と同様、職員の降給に関する条例を制定することについて、全国の自治体に要請されているところであります。

本条例の規定内容は、職員の分限及び懲戒については公正でなければならないとする公正の原理はもとより、職員の意に反する降給に関し、透明性や公正性を確保する上で、極めて重要な条例であるとの観点から、本案に賛成するものであります。

先ほど討論において、上司の感情論が入るというようなことが言われていたかと思えますけれども、これはそのようなことがないようにするという意味で、この条例が制定されていると考えられます。

何とぞ、議員各位の全員の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります議案第14号高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、及び、議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更についてに対しまして、市政クラブを代表し、賛成の立場

で討論をさせていただきます。

高浜市立高浜南部公民館を廃止し、高浜市南部第2ふれあいプラザに転用することにつきましては、さきの平成27年12月高浜市議会定例会において、議員全員の賛成により可決したところがあります。

議案第14号は、その高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者を特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会に指定するための議案であり、高浜南部まちづくり協議会は平成21年度に高浜南部公民館の指定管理者を受託し、その管理運営に実績があること、指定管理者選定評価委員会において、高い評価を得て、指定管理者の候補者として選定されたことから、高浜南部まちづくり協議会を指定管理者として指定することについては、何一つ問題はないものと考えます。

また、議案第21号は、高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定期間を、その廃止時期に合わせるもので、必然のことです。

以上により、議案第14号、議案第21号の両議案について、賛成の討論とさせていただきます。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第18号の高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対する理由でございますが、中央公民館の取り壊しについては、市民の皆様は中央公民館の取り壊しの計画が知らされてから、たったおよそ4カ月で取り壊しが決定されてしまおうとしていることが大変強引で、このような早急な決め方に不安を覚えるからでございます。

また、私は、再三、市民の皆様のご意見をしっかりと聞いて、丁寧に物事を進めていってほしいとお願いをしてきました。もっと時間をかけることで、より多くの市民の皆様が知っていただいたり、意見をさらに聞くことができ、その結果、より多くの市民の皆様が納得することにつながると考えております。

だからこそ、私は、市に、なぜこんなに急ぐのか、なぜ今3月議会で中央公民館の廃止条例を提出するのか等、先日開催された公共施設あり方検討特別委員会においても、さまざまな質疑等をさせていただきました。しかしながら、市からは、市民の皆さんが知ってからたった4カ月で、前倒ししてまで急いで中央公民館を取り壊すことに、十分納得するだけの答弁はなかった上に、客観的論理に乏しく、的外れであったり、説明不足の回答が目立ちました。

よって、私は、高浜小学校等整備事業において、ホール機能ができるまでの間、現中央公民館の取り壊しは延期することが、総合的に勘案すると妥当だと考えます。

以上のことから、私は高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、反対とさせていただきます。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

また、この討論の後に引き続きまして、議案第20号の賛成討論を、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

この議案は、中央公民館の使用できる期限、指定管理者の指定期間が、平成28年11月15日までと変更されることに伴いまして、高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部、第2条第2項の表、名称と位置の欄より「高浜市立中央公民館」と「高浜市湯山町六丁目7番地3」を削り、平成28年11月16日から施行されるという議案でございます。

高度経済成長によってもたらされたバブル、そしてその崩壊、リーマンショックによって日本全体、そして高浜市の財政も大きな打撃を受けました。そういった経験をもとに、今まで以上に厳しく中長期の視野に立ち、財政運営を考えていかなければなりません。高浜市の現在の財政運営に責任を持ちつつ、現在の世代の人たちだけよければそれでいいという考えではない、後世における高浜市民が引き続きまちづくりや人づくりに取り組める形、要は財源をしっかりと残していくということもあわせて考えていかなければなりません。

私を初め、ここに本日集まってみえる方々も含め、住民の昨今の暮らしがあるのは、先人である方々が今と同じように30年、40年先の日本や高浜のことを考え、時には向かい風に遭いながらも、行動に移してきてくださったおかげであります。何の考えもなく、ただ、いたずらに時を延ばすといったことはせず、限りある財源を将来の高浜市のためにも、しっかりとした財政計画に沿って進めることが重要であります。その計画に沿ったこの議案の内容に対しまして、良識ある皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号でありますけれども、高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更についてであります。

この議案は、中央公民館の平成31年3月31日までであった指定管理の期間を、平成28年11月15日まで短縮するものであります。

指定管理の期間を変更するに至った経緯ではありますが、本日の委員長の報告にもありました、再度お話をさせていただきますけれども、公共施設のあり方に対する検討は、平成23年に公共施設マネジメント白書が作成され、平成24年には、限りある財源や資産を有効に活用していくため、

前の市の代表監査や市民会議からのメンバーを初め、諸大学の各分野の教授の方々といった有識者で構成された公共施設あり方検討委員会が設置され、さまざまな角度から高浜市の現在、そして将来の負担に対して検討され、平成25年に今後の方針を示した公共施設マネジメント基本方針、施設の総量圧縮や機能移転などを踏まえた改善案である公共施設改善計画（案）を高浜市公共施設あり方計画（案）として、市長に対して提出されました。

市はその提言を踏まえ、今後40年を見据え、安定した行政サービスが維持・提供していけるよう、公共施設の総量圧縮、長寿命化などを踏まえた全体方針である高浜市公共施設あり方計画（案）を平成26年に策定しております。

そして、この計画案に対してのパブリックコメントや地区説明会を行っております。

その後、公共施設の老朽化問題が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすことがなく、よりよい形で公共施設が将来に引き継がれるために、この計画（案）を着実に進めることを担保する意味合いで、高浜市公共施設マネジメント基本条例が制定されております。これは議会から附帯決議で提言させていただいたものであります。

平成27年には、この条例に対してもパブリックコメントを実施し、また計画（案）につきましても、5つの地区において説明会を実施しております。

今回の議案は、そのような5年以上にわたる経緯を経て、将来負担の増大を防ぐことや、公共施設としての機能を残すこと、また安全を確保し、市民の皆様が安心して長年にわたり公共施設を使用し続けることができるよう進められている計画に沿ったものであります。

高浜市の総合計画は、自助・共助の考えを踏まえ、今後のまちづくりの上で一番大切なつながりやきずなの構築であると思っております。それは、災害時であったり、今後の医療や介護であったりと、多くの諸課題に対して有効に機能してまいります。

また、そのような住民力は、行政の過度な財政負担を軽減し、そして国や県からの補助金や交付金があって当たり前といった、今までの基礎自治体の考え方から脱却した新たな基礎自治体の構築、あり方にもつながるものであります。

もちろん、この課題は高浜市だけでなく、ほぼ全国の基礎自治体に係るものであります。社会情勢の変化するスピードは徐々に速くなってきており、国の借金も既に1,040兆円を超えております。基礎自治体のあり方が今後の日本国のあり方を左右すると言っても過言ではありません。

財源はあって当たり前ではありません。皆様から納めていただいた財源から、足りない可能性があるなら、どのように、いかに捻出するか、家庭と同じような考え方も必要とされます。

高浜市では、企業誘致の施策を行いながら、扶助費や今後の医療や介護に係る費用も少しでも抑制できるよう、生涯現役のまちづくりや、定期健診の早期受診による早期発見も促しております。財源不足に対し、よく資本金の1億円（訂正後述あり）以上の大企業に対して、不均一課税を導入し、財源を確保すべきという方もおりますが、今ほどの自治体におきましても企業誘致に

力を入れており、高浜で不均一課税を用いて、高浜市から企業流出が一旦始まれば、高浜市の税収財政はますます悪化を招くことでしょう。そして、自治体の財源不足を、国や県からもらえばいいというのであれば、自立を考えない、まさに生活保護の基礎自治体を生み出すだけで、まさしく他人任せで自治は崩壊いたします。

また、どの自治体においても、社会復帰が可能である生活保護受給者の方々に対して、少しでも早く受給の状態から抜け出せるよう、さまざまな施策をとっているのに、これまた説明ができないものになってしまいます。

各自治体が国の足を引っ張れば、今度は国が、頑張っただけで自立を心がけている自治体の足を引っ張り、まさに日本沈没のスパイラルに陥ると思っております。

どうか、高浜市議会16名の皆様には、一点だけにとらわれず、幅広い視野で多面的に物事を捉え、今後の高浜市における行政サービスの継続のためにも、良識ある御判断をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます、賛成の立場での討論とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） それでは、議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、予算議案の反対討論を行います。

安倍政権は戦争法を通し、正月に餅を食べれば忘れると言った大臣もいましたが、ずっと戦争反対の運動は大きく広がっています。その中で、高浜市平成28年度予算の討論を行います。

本予算は総額143億9,740万円で、前年度比5億5,110万円増となっています。歳入では84億5,221万2,000円で、前年度比2,736万1,000円減となっています。個人市民税は29億1,294万1,000円で、前年度比1億360万円の増で、法人市民税は6億7,086万2,000円、前年度比1億8,434万8,000円の減となっています。

安倍内閣はアベノミクス3本の矢だなどと言っていますが、大企業、大金持ちには優しく、庶民には厳しい政治が続き、その上、消費税が8%に上がり、今度は10%に上がるということで、大変厳しい状況が続いています。公明党に軽減税率を押し切られて決めましたが、軽減ではないと理解した人たちから不満の声も上がっています。

新年度予算編成で評価できる取り組みとして、生活困窮者自立支援事業やひとり親家庭等生活支援事業、生活困窮者、また、ひとり親家庭の子供に学習支援や食事の提供を行い、学習意欲が向上し、主体性が高まるとともに、地域住民との交流、社会性が向上するように援助すること、小学校維持管理事業など、大規模な地震が発生した際の安全の確認を図ることや、学校グラウンドの雨天後の水はけをよくし、グラウンドを使用した活動に支障を来さないようにする等の取り組みを挙げることができます。

次に、改善が求められる幾つかの問題点を指摘しなければなりません。

歳入面での主な改善すべき施策としては、歳入不足を補う独自の財源確保であります。全国の6割以上の市で実施している資本金10億円以上の大企業の法人市民税を、制限税率12.1%にする不均一課税を即時に実施することが求められます。資料によれば、資本金10億円以上の企業数は50社で、増収見込み額は1億975万8,000円、市の財源確保の点からも実施が急がれることはもとより、個人市民税が廃止されたままで、法人税については実質法人税の引き下げなど、法人税ばかり優遇がされており、税の公平性の観点から法人市民税の20%超過課税は最優先課題であることを指摘しておきます。

歳出では、市庁舎の建設事業です。20年間のリース契約による整備事業は、20年たった後はどうなるのかわからず、市内の企業に仕事は回らず、周知は不徹底などの理由から、市民は事業が始まってからも「リースなんだって」「どうしてそんなことになっているのかね」などと不信が募っています。

さらに、中央公民館の解体、高浜分院の移設、新築、次に高浜小学校の整備事業が待っています。市庁舎の整備事業については、財源が足りない、厳しいなどと言っておきながら、高浜唯一のホールのある中央公民館、築35年の建物を解体して、高浜分院を持ってくる。高浜小学校の整備事業については、築28年の幼稚園を解体してこども園にする、築46年で耐震改修もされている体育館を解体して、校舎とともに37億円で建設できると言っていたのが53億円もかかるという計画です。使えるものを解体してしまうのは無駄遣いと言わなければなりません。校舎だけを建てれば27億円で済むというのに、市内の業者に事業がほとんど回らないなど、箱物行政の復活ではないでしょうか。

2款総務費では、無駄な大型開発のリニア中央新幹線建設促進期成同盟会は、今なお加盟していますが、組織から脱退することについて具体化を求めるものです。

4款衛生費では、地域医療振興事業の補助金です。民間の病院に2億481万1,000円計上されています。これは刈谷豊田総合病院高浜分院に対しての補助金ですが、民間の病院に多額の補助金を出すことは、市民の理解が得られるかについては大いに疑問と言わなければなりません。補助金の名目が地域医療振興になっていますが、眼科のある日は利用が多いと言われているようですが、1日80人から100人では、民間の1つのお医者さんより少ないと言わなければなりません。見直しを含めて再検討すべきです。

10款教育費、小・中学校の図書購入費が、小学校5校で125万3,000円、中学校2校で109万1,000円計上されていますが、余りにも少額と言わなければなりません。図書室に本はありますというだけでなく、図書は児童・生徒一人一人の人間形成をつかさどる大事なものであり、本を読む、読みたい、読もうとする環境を整備すべきです。

以上、一般会計予算への反対討論といたします。

議案第30号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算、本条例は、皆保険制度の根幹である国保制度が、市町村とともに国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担うこととなります。愛知県の国保における1人当たりの保険料は9万7,976円と、全国で高いほうから11番目となっています。

国保はそもそも低所得者や年金生活者が多く加入する医療保険であるため、高すぎる国保税を少しでも引き下げることが必要になっています。市民の医療を受ける受給権は保障されなければなりません。

そのためにも、一般会計の繰り入れや、大幅に削減されてきた定率国庫負担を抜本的にふやすことにより、中小企業の従業員で構成する協会けんぽ並みの保険料へ引き下げ、低所得者の負担軽減等の保障を図るべきと考えます。

議案第32号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計予算、本予算は、公衆衛生の向上、川や海の水質保全、さらに地域の環境改善等を目的に、汚水管の整備を図る計画であります。しかし、全体の公共下水道整備に今後30年近くを要することや、10年たっても接続ができずにいる家庭があることなど問題が残っており、低所得者に助成策をとる必要があります。

市の借金が公共下水だけでも77億8,249万6,000円と、市財政の硬直化を招く問題を抱えることから、公共下水道一辺倒の事業内容には賛成できません。とりわけ、地震災害時の復旧に要する対応や、水の環境浄化への即応性、経費の軽減等で優位な合併浄化槽への選択と普及を図るなど、見直しを求めます。

議案第34号 平成28年度高浜市介護保険特別会計予算、本予算案は、県内でトップクラスの保険料ということで有名になった高浜市ですが、介護保険は社会全体で支え合う制度として運営されています。昨年から160万円以上の人たちから2割の利用料を取る、要支援1、2の方たちのサービスを利用しにくくするなど、介護保険制度の改悪が進んでいます。所得に応じた保険料にするようにとのことで、段階性についていえば16段階と、県内でも多段階性を採用しているものの、内容的には最高額でも850万円以上となっています。これを1,000万円以上まで最高水準をもっていく、本人市民税非課税を軽減するなど、まだ方法はあったと思います。

高い保険料などによる料金納付滞納では、平成26年度187人、金額にして740万9,475円、平成27年度204人、金額にして612万4,952円になっています。今日高齢者を取り巻く環境は、年金は下がり、医療、社会保障のあらゆる分野で受益者負担等の名のもとで、重い負担を余儀なくされています。したがって本予算で改善すべきは、基準以下の方たち、本人が市民税非課税の保険料を軽減させて負担を減らし、最高段階を引き上げる必要があると考えます。市独自の横出し・上乘せサービスを福祉施策で事業化することを求めます。

また、障害者控除についても、全員分申請書を発行すべきであることを申し添えておきます。

議案第35号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算、本予算案は、年齢で差別をする

世界でも例のない医療制度で、愛知県の後期高齢者の保険料は、全国47都道府県の中でもトップクラスとなっています。

一昨年4月から消費税が増税され、物価の大幅値上げと社会保障の一体改悪で年金は下がり続け、介護保険料も3年ごとの見直しによる値上げで、高齢者にとって幾重にも負担増が強られる結果となっています。この制度のままでは、後期高齢者のみならず、現役世代にとっても老後の不安は募るばかりです。

国の社会保障制度改革国民会議は、後期高齢者医療制度について、創設から既に6年が経過し、十分定着していると言っていますが、高齢者の苦しみや怒りの声を全く聞いてこなかったことが大きな問題だと思います。

後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、元に戻して、財源等問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担は無料にして、高齢者の老後を安定、安心したものにすべきです。

議案第35号（訂正後述あり） 平成28年度高浜市水道事業会計予算、愛知県内の水需要が減っている中で、県は徳山ダムからの導水路工事、設楽ダム建設工事も進めようとしています。きっぱり中止するよう愛知県に要請するべきです。このような大型開発の工事に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながる懸念があります。

徳山ダムや設楽ダム等、森林や里山を大規模に水没させながら、環境問題を言うのは矛盾しています。当市にとっては、県水から100%受水していることから、本水道会計に与える影響が大きいため、県に対して責任受水制の見直しや、過大かつ無駄なダム建設計画中止を要請すべきです。

以上です。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第29号平成28年度高浜市一般会計予算を初め、第30号、第32号、第34号、第35号、第36号の6つの議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、賛成の立場から、一般会計予算全体を見回すと、平成28年度当初予算は、平成28年度に計画の折り返しを迎える高浜市第6次総合計画中期基本計画に掲げるまちづくり、子供・教育、産業・防災、健康・福祉の4つの重点施策の推進を図るとともに、公共施設のあり方計画（案）の具体化に踏み出すための予算編成となっております。

とりわけ、公共施設の老朽化問題は、全国的に見ても、いち早く着手しなければならない問題とされ始める中で、本市では公共施設総合管理計画の策定にいち早く取り組まれるとともに、その財源的な裏づけとなる長期財政計画についても、あわせてお示しをいただきました。

平成28年度当初予算は、公共施設総合管理計画との整合性に留意し、中央公民館の解体工事費、その他公共施設の老朽化対策にかかわる予算が盛り込まれており、このことは課題である公共施設改革を先送りすることなく、長期財政計画に基づき、将来を見据えた財政運営に取り組んでいこうという姿勢のあらわれと理解するとともに、評価をいたすものであります。

一方で、これら財源確保策として、基金の活用や起債の活用につきましては、財政調整基金に平成28年度において5億1,000万円余りを積み立てるとともに、既存の事業見直しなどを行ったことにより、平成26年度末残高を1億4,000万円余り上回る14億8,600万円余りを確保したとのことでありました。

起債につきましても、平成27年度末と比較し、残高が1億9,000万円余り減少することであり、計画的な財政運営がされているものと理解します。

次に、個別の事業について、第6次総合計画中期基本計画の基本目標に沿って、賛成の立場から申し上げます。

初めに、I「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、本年度からの継続で工事も本格化してきた市庁舎本庁舎整備事業への予算、その開庁にあわせ、窓口での利便性の向上やセキュリティの強化を目指した総合住民情報管理事業予算、公共施設複合化の一步となる高浜小学校等整備事業の支援業務委託継続予算が計上され、高浜市公共施設総合管理計画が着実に進み始めました。

II「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、港小学校体育館のつり天井の改修費や吉浜小学校グラウンド整備事業の予算が上げられ、子供たちが安心して遊び、災害時には地域の人々が集える場所の整備がされます。

また、野球やサッカーなどスポーツを行う場所としての待望の（仮称）高浜緑地多目的広場整備予算、市民がこれまで脈々と築いてきた生活、文化、記憶を市の歴史として引き継ぐ市史編さん業務委託予算が上げられています。

III「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、高浜市の防災を支える消防団員の処遇改善し、団員確保の一助としたい家賃補助予算、災害時要配慮者への安心・安全確保のための予算、市内企業による設備投資を促し、安定的な税収確保と雇用の維持拡大につなげる産業経済活性化事業予算。

そして、IV「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、年々ふえている健康自生地に出かけ、交流することによって、高齢者の一人一人が自分の居場所、生きがい、役割を見つけ、張り合いのある日々を送り、生涯現役で長く活躍していただきたい、生涯現役のまちづくり事業予算、本年度より開始され、子供の将来が生まれ育った環境で左右されないように始められた、生活保護、生活困窮世帯に属する中学生たちへの学習支援事業の継続と、新規に高校生までの拡大をする予算もあり、将来への自立を目指します。

次に、特別会計に移ります。

第30号 国民健康保険事業特別会計では、被保険者及び世帯の減少や制度改正など、国保財政を厳しくする要因の中にもかかわらず、平成28年度まで財政計画に基づく運営が継続できていることを評価させていただきます。

今後も引き続き、国の動向に注視しつつ、本市の国保財政計画の状況を見きわめ、国保の広域化までつながることができるよう、お願いさせていただきます。

次に、第32号 公共下水道事業特別会計では、補正予算にて調査検討しました汚水管路のふぐあいについても、来年度はまず重要路線の管口点検を実施していくなど、維持管理に努めていると評価させていただきます。

次に、議案第34号 介護保険特別会計では、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせて、前年度と比較して6.5%、約1億6,000万円の増となっておりますが、介護サービス利用に対する保険給付費については、介護保険事業計画の2年目にもかかわらず、計画値とほぼ同額が計上されており、計画的な運営がなされているものと評価しております。

また、高浜版地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、新しい総合事業への取り組みに加え、新たに在宅医療・介護連携推進事業に着手し、刈谷医師会とともに医療と介護の連携を図るほか、認知症総合支援事業として認知症カフェなどへ取り組みを予算計上していることは、本市が目指す姿の実現に向けて着実に推進しているものと捉えております。

次に、議案第35号 後期高齢者医療特別会計につきましては、給付者が年々増加傾向の中、制度は十分に定着してきていると思われまます。引き続き、高齢者の方々の医療が安定して提供されるよう、お願いいたします。

次に、議案第36号 水道事業特別会計では、昨年大口の需要者が撤退され、年間総給水量が3万立方メートル減少されましたが、有収率を平成26年度の95.70%から96.08%へ0.3%の増加と努力が伺え、引き続き安定した水道事業への展開をお願いいたします。

以上の特別会計及び水道事業会計とも、一般会計同様、その内容は市民の日常を支える基礎となる会計であります。いずれの会計とも、緊急度や優先度が高い事業や安心して暮らせるまちづくりに資するものであるとともに、市民の日常生活を支える事業とのバランスにも配慮した予算となっておりますので、賛成の立場での討論とさせていただきます。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第29号の平成28年度一般会計予算につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

今回、一般会計予算に反対する理由でございますが、議案第18号 高浜市立公民館の設置及び

管理に関する条例の一部改正についてと関連するわけですが、中央公民館の取り壊しについては、市民の皆様が中央公民館の取り壊しの計画が知らされてから、たったおよそ4カ月で取り壊しが決定されてしまおうとしていることが大変強引で、このような早急な決め方は前代未聞でございます。

また、私は、再三、市民の皆様のご意見をしっかりと聞いて、丁寧に物事を進めていってほしいとお願いをしてきました。もっと時間をかけることで、より多くの市民の皆様が知っていただいたり、意見をさらに聞くことができ、その結果、より多くの市民の皆様が納得することにつながると考えております。

だかこそ、私は、市に、なぜこんなに急ぐのか、なぜ今3月議会で中央公民館の廃止条例を提出するのか等、先日開催された公共施設あり方検討特別委員会においても、さまざまな質疑等をさせていただきました。しかしながら、市からは、市民の皆さんが知ってからたった4カ月で、前倒ししてまで急いで中央公民館を取り壊すことに、十分納得するだけの答弁はなかった上に、客観的論理に乏しく、的外れであったり、説明不足の回答が目立ちました。

よって、私は高浜小学校等整備事業において、ホール機能ができるまでの間、現中央公民館の取り壊しは延期することが、総合的に勘案すると妥当だと考えます。この中央公民館の取り壊しの件は、今の高浜市の市民不在の姿を凝縮しており、大変危機感を感じております。

反対意見にも耳を傾け、もう少し時間をかけ、丁寧に市政運営をしていただくよう、御忠告申し上げ、私は平成28年度一般会計予算には反対とさせていただきます。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、6番、黒川美克議員。

〔6番 黒川美克 登壇〕

○6番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、議案第36号 平成28年度高浜市水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

高浜市水道事業会計の平成28年度予算は、年間総給水量を前年度と比べ3万立方メートル減らして497万立方メートルで、その理由は大口需要者が県外に撤退されたことや、製造工程の見直し等による減少、事業所、家庭で使用する機器の節水機能の向上、加えて、近年続いている天候不順等も加味しているとのことでした。

総給水量が減少することは、水道料金収入に直接関係する有収水量も減少することとなり、安定経営の持続に影響が出てくるのではないかと懸念されますが、費用も縮減を図る努力を十分されており、また老朽施設の計画的な更新や管路の耐震化を進めていく予算となっています。

平成28年度においても、市民生活並びに社会活動のもととなる水道水を継続して安定供給に努めていただくことをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

〔6番 黒川美克 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第1号について、賛成討論をさせていただきます。

陳情第1号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情です。保育に関する方たちで組織している団体で、陳情者は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知県保育団体連絡協議会、会長、伊藤洋子さんです。

委員より、陳情項目で、国も財政が厳しい状況の中、認可保育所の整備をしたり、保育人材確保の取り組み等しているのですが、反対との意見もありました。しかし、保育の質的拡充や質の改善を目指していますが、現状は財源確保も含め、制度の改善が必要となっています。

マスコミでも、ネットに書かれた「保育園落ちた日本死ね!!!」云々という問題が週刊誌にも載っています。施設の増とともに保育士さんの処遇改善の抜本的改善策が必要で、国に対して意見書を提出してくださいというもので、賛同して賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） 議長のお許しを得ましたので、陳情第1号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情について、市政クラブを代表し、反対の立場で討議をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度については、陳情書にあるとおり、消費税をその財源として進められているところであります。国は、平成27年度補正予算において、1,245億円を確保されました。これは、待機児童解消を確実なものにするための認可保育所の整備、保育人材確保のための取り組みの推進、放課後児童クラブにおける勤務環境の改善といった多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保のための予算です。

また、平成28年度当初予算についても、増額に向けて鋭意取り組まれているところでございます。保育料の保護者負担の引き下げについても、段階的に取り組まれております。平成28年度に向けては多子世帯やひとり親世帯等の保護者負担の軽減に向けての準備が進められています。

陳情は、関連予算の大幅な増額を求めています。

以上、御説明したように、国も財政が厳しい折、必要な予算の確保に努められているので、この陳情には反対します。ありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第3号、陳情第4号の中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本陳情につきましては、先日、公共施設あり方検討特別委員会でも述べさせていただきましたが、中央公民館の取り壊しについての賛成、反対は関係なく、市民の皆さんの声を聞いてくださいということだと思いますので、何ら反対する理由はないと考えます。

加えて、1カ月半で9,510筆の署名は大変重い市民の皆さんの思いだと考えますので、住民投票を実施することについては賛成でございます。御賛同をよろしくお願い申し上げます。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、14番、鈴木勝彦議員。

〔14番 鈴木勝彦 登壇〕

○14番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、陳情第3号について、市政クラブを代表して、反対の立場で討論させていただきます。

中央公民館の取り壊しは、現在本市が進めています公共施設のあり方の取り組みとして、今後の公共施設の方向性、考え方を取りまとめた公共施設総合計画において、機能移転するという考えに基づき実施されるものです。

全ての公共施設を維持していくことが困難であることから、学校を核として、学校にほかの公共施設の機能の複合化、集約化を行うことで、施設の総量圧縮を図るものです。

中央公民館の機能移転は、平成25年3月に、市民、有識者で構成する公共施設あり方検討委員会からの提言を受け、公共施設あり方計画（案）において、この考え方が踏襲され、市民説明会で明らかにされたものです。

その市民説明会は、昨年11月4日の高浜学区の説明会を皮切りに、11月18日に高取学区、12月2日に港学区、12月16日吉浜学区、平成28年1月14日には翼学区を最後に、市内5小学校区での説明会を終了しました。

また、そのほかには、町内会役員会、各種団体等へと、市長と担当職員が中心となって、多くの市民の皆様方に、現状から見えてきた今後の課題である公共施設のあり方と、高浜市のあるべき方向を説明してきました。

中央公民館は、35年が経過して大規模改修する時期が来ており、多額な改修費用が必要な状況です。

平成26年度に公表された公共施設あり方計画（案）では、市役所本庁舎や高浜小学校の複合化に係る整備が集中することから、中央公民館は第2次推進プランにおいて機能移転を図ることで認識していたが、平成38年には基金が枯渇してしまうことから、前倒しして推進プランの見直しが行われました。

この公共施設のあり方の取り組みは、昨年3月定例会での附帯決議や施政方針を踏まえ、その理念条例である公共施設マネジメント基本条例の目的に示すように、長期的な視点に立って、次世代につなぐための取り組みであり、少しでも早い段階で取り組まなければならないと考えます。

このことから、中央公民館を機能移転することは理解できますし、今定例会においては、議案及び平成28年度当初予算に取り壊し費用等が計上されており、慎重に審議を行ってまいりましたので、住民投票を求める考えには適さないので、この陳情には反対とさせていただきます。

〔14番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第3号、第4号について、賛成の立場から討論を行います。

中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情、同趣旨の陳情ですので、あわせて討論いたします。

本陳情は、高浜市芳川町二丁目10-13、牧 信儀さんから提案されている中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題を問う住民投票を求める陳情です。

委員会では、市の説明不足を指摘する意見、市民不在の従来からの建設計画に基づき推進するという意見、また病院の問題は住民投票にそぐわないとの意見もありましたが、高浜市が協定書で契約をしています、多額の補助金を補助していることから、住民投票に該当する案件であると考えます。

1カ月半という期間で9,510筆の賛同署名が寄せられたことからわかるように、多くの人が賛同を寄せていただいたということは、住民投票を行って市民の意見を聞くべきであるとの声が強いくことのあらわれであります。

委員から、豊田会から早く更地にしてとか、早く移転したいから中央公民館を取り壊してといった意見があるのかとの問いに、そんなことはないとの答えに、それでは財源の問題も、長期財政計画で平成63年まで持続可能な財政計画は出ていますから、問題がないではないかとの意見で、市は、議員に、市民に説明をと言いますが、市が言うような説明をしたくても、話が違ってくる、数字が違ってくる、その説明はぼんやり、これでは説明ができない。市民から住民投票を行ってきちんと市民の意見を聞くべきであるし、聞きたいと思うので賛成との意見もありました。

また、市内の医師会より、中央公民館を解体するのは反対で、分院は協定書に基づいて10年以上現在地で運営するべきで、どうしても解体するのであれば住民投票を行って賛否をとってから実施するべきとの意見をいただいています。医師会に出ている方たちは、みんな同じような意見を持ってみえます。医師の協力もあって集まった署名です。

さらに、高浜市自治基本条例もあり、行政、議会、市民が参画して市政を行っていくとありま

す。このことから住民投票条例をすべきと考えて、この陳情に賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、13番、北川広人議員。

〔13番 北川広人 登壇〕

○13番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、陳情第4号に対して、市政クラブを代表し、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この陳情第4号は、題目が陳情第3号と同じになっておりますけれども、陳情項目を見てみますと、医療法人豊田会、刈谷豊田総合病院高浜分院の新築移転計画の協定書に関する賛否について、高浜市住民投票条例による住民投票の実施をすることとなっております。

陳情者である牧さんを含む9,510筆の賛同署名とともに、高浜市議会議長宛てに提出されたものであります。まずもって、署名活動をされた皆さんや、署名をされた皆さんのお気持ちには敬意を表したいと思っております。

ただ、本陳情においては、2,500筆近くが市外、県外の方、また筆跡が同じであったり、同じ方と思われる署名の重複も確認でき、署名簿における高浜市有権者の方の数は不明であり、陳情者が意見陳述で9,510票と言われたことや、賛成議員が署名数を重く受けとめるといった根拠のない発言には、少し疑問が残るところであります。

また、この陳情は、住民投票実施の発議を議会に求めたものと理解をしておりますけれども、議会発議を求めるのであれば、陳情者の皆さんから議会に対してや議員に対しての、事前にアプローチがあってもよかったのではないかと残念な気持ちもあります。

少なくとも陳情書における陳情項目等に関しては、議会において論点が合わず、より深く活発な議論ができなかったことにつながったのではないかと思います。これも残念でなりません。

陳情書には、自治基本条例の第4条、第5条の規定が尊重されと触れられております。言われるとおり、行政は市民説明会あるいは出前説明会等を行いましたけれども、説明は十分でないところもあったのかと思われまます。

しかしながら、少なくとも本定例会までの間に、行政は議会に対して真摯に情報提供をされておりますし、議会の要請を聞き入れての推進プランや財政シミュレーションの見直しもされてきているところは評価をすべきと考えます。

また、陳情者より求められている住民投票は、住民発議ができる別の条例もあり、住民直接請求ができる、その状態があることを踏まえても、高浜市自治基本条例は尊重されていると考えるものであります。

そこで、高浜市住民投票条例を見てみますと、第2条定義において、投票対象除外事項が5項目定めてあり、住民投票の対象となる市政運営上の重要事項であっても、次の場合は対象から除かれるとされております。その中の1つに、市の権限に属さない事項が明記してあります。これ

は、市が住民投票の結果を尊重し、必要な措置を講ずることができないため対象から除かれるものであります。

本陳情にある刈谷豊田総合病院高浜分院の新築移転問題は、民間医療法人の事案であり、高浜市との関係はありますが、高浜市の権限に属さない事項に当たることは明確であります。

また、第5条住民投票の形式においても、住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして、請求または発議されたものでなければならないとあります。

本陳情においては、新築移転問題の協定書に関する賛否であり、なおかつ、さきの福祉文教委員会における陳情者からの意見陳述や、賛成委員の発言にもありましたように、ここにおける協定書は現在結ばれている協定書とのことであり、この現協定書については既に結ばれている協定書であり、さらには第1条から第19条まであり、別紙についても2枚添付されております。このように多項目における協定書のようなものは、住民投票で賛否を問う事項に当たるものではないと考えるものであります。

次に、中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転の賛否を問う住民投票を求める陳情書という意味で、署名された皆さんのお気持ちを酌み取って考えてみても、中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転の2項目があり、二者択一で賛否を問う形式には当てはまらず、住民投票での賛否の対象とはならないと考えます。

さらに言わせていただくならば、今後、高浜市公共施設総合管理計画を進めるに当たり、全ての公共施設等のことを住民投票で決定していくようなことになりかねない、こんなことをしたら今後の市政の停滞と、財政計画を無意味なものにしかねないと考えるものであります。まさに、木を見て森を見ずになってしまうと危惧するものであります。

次に、中央公民館の取り壊しに関して、公共施設あり方計画（案）の時点でも行政当局より議会には示されていた件でありますし、この計画（案）や財政シミュレーションでは、議会から見れば将来高浜市が立ち行かなくなるとの懸念があり、議会から当局に対して財政も含めて成り立つ計画を策定するように要請をしたことから、推進プランの見直しがなされ、中央公民館の取り壊しの前倒し等が計画に盛り込まれました。

一方、中央公民館が取り壊された跡地は、その後には何もプランがないということで、刈谷豊田総合病院高浜分院の新築移転候補地の一つとなったと理解をしております。

また、現状のままでの中央公民館の維持管理修繕費用や、現状のままでの高浜分院の維持管理修繕費用は、時間がたてばたつほどかかるわけで、計画を早めることによる財政的価値は非常に高いと考えるものであります。

さらに、高浜分院に関しては、刈谷豊田総合病院高浜分院を中心とした地域包括ケアシステムの実現、及び地域医療構想に基づく急性期後の病床をこの地域に確保し、機能強化型訪問看護ステーションによる在宅医療と介護の連携や、在宅復帰に向けたリハビリテーションの充実を進め、

介護と医療をつなぐマネジメント機能を持ち、要介護状態になった方たちを身近な場所で見守り、地域で医療と介護が完結するよう、地域包括ケアシステムで実現を目指すとした、今後の高浜市の目指す医療介護政策の考えから見ても納得できるものと考えます。

加えて、陳情第4号に対して賛成を表明されている議員から、議員発議となる議案上程はいまだありません。これまでの本定例会においても議員発議に賛同を求める活動は一切ありませんでした。今回提出されたものは、議員発議を求める陳情であります。パフォーマンスだけなら、議員としてこの陳情というものをどう捉えているのか、疑問であります。

以上、さまざまな観点から申し上げさせていただきましたけれども、この陳情第4号には、市政クラブを代表して、反対とさせていただきますと思います。

〔13番 北川広人 降壇〕

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は14時15分。

午後2時6分休憩

午後2時15分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません。先ほどの議案第20号の討論の中で、不均一課税の企業のところで資本金の部分私は「1億円」と言ってしまいましたけれども「10億円」の間違いでございますので、すみません、訂正よろしく申し上げます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほど、予算議案のところで水道料金、「35号」と言ったようですが「36号」の間違いでしたので申し上げます。

○議長（幸前信雄） ただいま訂正のほう、お話がございましたけれども、訂正させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） これより採決いたします。

議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号 高浜市職員定数条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第14号 高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第15号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第16号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第19号 高浜市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第29号 平成28年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第30号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第31号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第32号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第33号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号 平成28年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第36号 平成28年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 陳情第1号の採決において、趣旨採択を入れて採決をしていただくようお願いいたします。

○議長（幸前信雄） ただいま陳情第1号について、趣旨採択という御意見がありました。
陳情第1号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号の採決に当たり趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

次に、陳情第1号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。
趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いた

しました。

次に、陳情第2号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立なしであります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情について、公共施設あり方検討特別委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、陳情第5号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、陳情第6号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第2 同意第3号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第3号 固定資産評価員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、現評価員の鵜殿 巖が平成28年3月31日をもって定年退職することに伴い、同日付をもって固定資産評価員を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、これを受理することといたしました。

よって、後任者として、平成28年4月1日より、山下浩二を選任いたしたく、本案を追加提案をさせていただくものでございます。

本人の略歴につきましては、別添参考資料にもございますように、固定資産の評価につきましても、知識、経験を有するものでありますので、何とぞ御同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 固定資産評価員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第3 議案第37号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第37号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第6回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、今回の補正予算は、1月20日に成立した国の平成27年度補正予算において位置づけられた地方版総合戦略に基づく地方創生加速化交付金を活用した事業費についてお願いをするものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,467万6,000円を追加し、補正後の予算総額を147億4,918万4,000円といたすものであります。

次に、8ページの繰越明許費をお願いいたします。

7款1項商工費のコミュニティ・ビジネス創出支援業務委託事業のほか5事業につきまして、平成28年度に繰り越しをし事業を実施するものでございます。

次に、補正予算説明書、24ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

13款2項国庫補助金は、先ほど申し上げました地方創生加速化交付金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費では、新たに地方創生加速化交付金事業として、現行のコミュニティ・ビジネスの創出支援に加え、若い世代をターゲットとした地域の仕事創生を図るための費用として、コミュニティ・ビジネス創出支援業務委託料、コミュニティ・ビジネス創出支援情報発信業務委託料、コミュニティ・ビジネス創出支援事務等補助業務委託料を計上いたしております。

なお、このうち、コミュニティ・ビジネス創出支援業務委託料につきましては、先ほど御可決を賜りました平成28年度当初予算においても、当該委託料の一部を計上いたしておりますが、国の交付金を有効的に活用するため、本補正予算において前倒しをして計上するものであります。

つきましては、補正予算を御可決賜りました場合は、当初予算に計上いたしました当該委託料につきましては未執行とすることを予定しております。

次に、10款5項5目文化事業費では、ただいま商工費にて申し上げました地方創生加速化交付金事業について、かわら美術館の3階部分を活動拠点として実施するため、拠点整備に係るかわら美術館3階空間設計業務委託料とかわら美術館3階空間整備工事費を計上いたしております。

以上が、一般会計補正予算（第6回）の概要でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今、上程された追加議案の件なんですけれども、これ地方創生加速化交付金事業で、国からいただいたお金を有効的というお話で、これ重々理解はできるんですけれども、その中で、特に、地方創生加速化交付金事業、27ページです。委託料として、かわら美術館の3階の空間設計業務委託料、工事請負費としてのかわら美術館3階空間整備工事費650万円が上がっておるわけなんですけれども、かわら美術館に関しましては、公共施設の総合管理計画の部分においても、今後5年をかけて、その運営も含めて考えていくというお話があった中でこのことで、幾ら国からお金をと言われても、その辺にかかわるものなのかどうなのかということ、まずお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 今のは3階部分の工事の関係だと思いますけれども、これまでその場所というのは、瓦、焼き物を中心とした常設展示場として利用がされてきております。

そこを今回、鑑賞の場としてだけではなくて、先ほど説明がありましたように、コミュニティ・ビジネスの拠点として整備をするということで、かわら美術館の一部分の活用手法であるというふうに考えております。

したがいまして、かわら美術館全体のあり方につきましては、これまでも北川議員の御質問に対して答弁のほうをさせていただいておりますけれども、商工会、瓦業界、あるいは観光協会、文化協会等、市民の方を交えまして検討のほうをさせていただきたいということで考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 確かに、タイミング的なものもあるとは思いますが、このコミュニティ・ビジネス創出支援事業というものに対して、せっかく加速化予算をいただいてやるわけですので、今後のそのかわら美術館の利用とか活用とか、そういった部分に関して、やはり一つこういうこともありなのかなということも模索しながらやっていただきたいなということを思います。

なおかつ、今回のこのコミュニティ・ビジネスの創出支援業務に関しましては、これ今までもやってきていますよね、コミュニティ・ビジネスに関しては。かわら美術館で、こういう形でやるということは、やはり意味が、少し変わってくるのかなという気がするんですよ。より一層、高浜市がコミュニティ・ビジネスの創出支援に力を入れていく大きな形、大きな歯車が1個動くようなイメージを私は持っているものですから、そういったところをしっかりと出していただいて委託をやっていただくようお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（幸前信雄） ほかに。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 今の件について、関連してなんですけれども質問いたします。この場で質問すべきかどうかというのは、ちょっとわからないので、違ったらまたここで指摘ください。

平成28年度でコミュニティ・ビジネス創出支援委託料ということで計上されていますけれども、これは当然、何年間か続けなければいけない話だと思うんですけれども、平成29年、30年、あるいはそれ以降についても、同じような金額のものが計上される予定なのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） コミュニティ・ビジネスの創出支援事業委託料としましては、平成28年度に606万6,000円を計上しておりまして、29年度につきましては基盤が整備されたことを想定しまして、事業費のほうを若干下げしております。

こちら合計しまして、約400万円ほどを、29年、30年を計画しておりまして、こちらにつきましては、国費が2分の1の補助がつくという形で、現在予定をしております。

○議長（幸前信雄） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほどの地方創生加速化交付金事業の件ですが、3階の空間整備というのは、どういうふうに変えようとしているのか、何か整備をするのか、ちょっとそのあたりがわかっていたら教えてください。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 空間整備ということでございますが、今現在は瓦の展示をやっておるといふ空間になってございます。

その展示室の中を使いまして、このコミュニティ・ビジネスを創出できるような拠点づくりを行うということで、まず天井のところが少し高いものですから、そこ照明のところを少しおろさせてもらって、ちょっと照明を設置するというのと、通信工事、電話とかができるような工事、あと電気を引けるような工事と、壁面とかパーテーションを、それぞれの団体が少し入ってくるので、それに向かって活動できるような空間を整備していきたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ということは、今は焼き物を常設してあるんですが、それは取り外してというか、ことになるのか、ならないのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 現在3階の展示室にある瓦の、美術的な瓦なんですけれども、それにつきましては、1階のホワイエ、要は分散型として設置していきますので、今は1つの居室にありますけれども、それをホワイエで、皆さんがよく通られるので、そこへ展示して見てい

ただくということを考えております。

○議長（幸前信雄） ほかに。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 補正予算にある、これ多分新規事業のカワラでつながるミライ事業のところだと思うんですけども、これ高校生の方を対象に、子供、若者を支えるコミュニティ・ビジネスをテーマにしという、その高校生のターゲットゾーンみたいなのは、高浜高校を目安にしているのか、その他、その市内高校生を目安にしているのか、また大学生はその目安にしているのかというのを、少し教えていただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今、御質問のありました高校生のターゲット、その焦点でございますが、現在、高浜高校にもお声がけをさせていただいております。

高浜高校につきましては、市内在住の高校生が約4割いるということで、その高校生が多くかわることによって、いわゆるまちおこしの、いわゆる原動力になるのではないかと、大きな期待として考えております。

ただ、高校生、ほかの在住の高校生においても、参加したいという方については門戸を開いていきたいというふうに現在考えております。

大学生については、現在まだ考えてはおりません。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 何かクリエイティブなことをされるような形なので、美術館を使うということも含めて高校生を使うという。高浜高校は、どちらかと言うと福祉をメインにしたり普通科の子が多いので、工業とか家政科とかという、そのクリエイティブ、美術とかという、そのクリエイティブな感じをやられるのとは、ちょっと違うのかなと、ちょっと思うんですけども、その点のフォローみたいなのはいかがなんでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） ファシリテーターになる岸川氏につきましては、高浜市にあるものを、いかに活用するかということでコミュニティ・ビジネスの手法を考えていかれる方でして、例えばデザイン的なものについて特化して行っていくということは、まだ特定はしておりません。

こちら、資料にありますクリエイティブ活動というものにつきましては、いわゆる瓦業界の鬼師さんが、鬼瓦をつくる際にデザインとして活用している設計図ですね、そちらを集めて、いわゆる美大生や芸術大学生やデザイン学校生、市外の方の、いわゆる新しい可能性を生み出すためのデザインとしての活用を焦点にしております、高校生の活動は、それとはまた、重なる部分もございますが、それに焦点を絞ったものではございません。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。それは、その社会起業家を、NPOを初めとする社会起業家と、その鬼師さんを初めとするクリエイティブな創造性をするものと、あと高校生を主体とした若者のコミュニティ・ビジネス、3本柱でいかれるということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（幸前信雄） ほかに。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今、事業概要を見ますと、特にこの瓦に特化した今回の事業じゃないと思うんですけども、これあえてカワラという言葉を使ったということと、それから、なぜこのカワラとかミライを片仮名にしているのか、この2点についてお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 今回の地方創生加速化交付金事業につきましては、高浜版の総合戦略、こちらに位置づけられておる事業ということが、まず柱となります。

このことにつきまして、私ども総合戦略の中で、カワラでつながるミライということ掲げておまして、そこら辺にかかわる事業ということで、今回上げさせていただいております。

その中で、一応、私どもの総合戦略の中で、カワラでつながるミライ、こちら片仮名で書かせていただいておりますが、こちらは物としての瓦だけをイメージしておるものではなく「もの」ですね、「こと」とか「もの」とか、そういったものを表現するというところで、カワラを片仮名で書かさせていただいております。

○議長（幸前信雄） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第4 議案第38号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第38号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,741万8,000円を増額し、補正後の予算総額を40億7,770万3,000円といたすものであります。

補正予算説明書の36ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

2款2項1目財政調整交付金は、普通財政調整交付金及び特別財政調整交付金の歳入実績見込みに基づき1,741万8,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

11款1項3目償還金の2,191万6,000円は、療養給付費等負担金にかかわる交付額確定通知に伴い国へ返還いたすものであります。

12款1項1目予備費の減額は、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第5 議案第39号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

[14番 鈴木勝彦 登壇]

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議案第39号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この案は、人事院勧告に基づき、引き上げられた期末手当の支給割合を、諸般の事情に鑑み引き下げるものであります。

引き下げの内容は、第1条において、平成27年度12月期の支給割合を「100分の175」から「100分の155」に引き下げ、第2条において、平成28年度6月期の支給割合を「100分の150」から「100分の140」に、12月期の支給割合を「100分の165」から「100分の155」に引き下げるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものとします。

ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行し、第1条の規定は、平成27年4月1日から適用するものとします。

説明は以上であります。

[14番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第6 議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当

の支給割合の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料を、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、議案第39号と同様、市長、副市長及び教育長の常勤特別職に係る期末手当の支給割合を引き下げる特例を定めるもので、本人からの申し出を受けてのものであります。

常勤特別職の期末手当の支給割合につきましては、今定例会の議案第11号として上程させていただきました高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例第1条の改正により、常勤特別職に係る平成27年度12月期の期末手当の支給割合を「100分の155」から「100分の175」に改定するとともに、同条例第2条の改正により、平成28年度以降の期末手当について、6月期の支給割合を「100分の140」から「100分の150」に、12月期の支給割合を「100分の175」から「100分の165」に、それぞれ改定いたし、年間の支給割合を現行の「2.95月分」から「3.15月分」とさせていただいたところであります。

そこで、本案の内容でございますが、まず第1条では、平成27年度における期末手当の支給割合の特例として、今年度12月期の期末手当の支給割合を「100分の175」から現行の「100分の155」に引き下げて適用することとし、第2条では、市長及び副市長に係る平成28年度における期末手当の支給割合の特例として、市長及び副市長に限り、平成28年度6月期の支給割合を「100分の150」から「100分の140」に、12月期の支給割合を「100分の165」から「100分の155」に、それぞれもとに戻す形で引き下げて適用することとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合を「3.15月分」から現行と同じ「2.95月分」とさせていただくものでございます。

なお、平成28年度の特例を市長及び副市長に限りとさせていただきましたのは、4月から新しい教育長が就任されることから、本人の意思確認ができていないためであります。

最後に、附則におきまして、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、平成28年4月1日から、それぞれ施行することとし、第1条の規定は、平成27年4月1日から遡及適用することといたしております。

影響額といたしましては、平成27年度は、市長が26万1,290円、副市長が21万7,210円、教育長が18万6,180円の減額となり、合わせて66万4,680円の減額となります。また、平成28年度は、教育長を除くため、市長及び副市長分として47万8,500円の減額となる見込みであります。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第7 意見案第1号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、意見案第1号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書案につきまして提案説明をさせていただきます。

高浜市議会では、平成26年12月定例会において、高浜市の伝統的な地場産業である三州瓦の利用及び普及の促進を目的とした高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例を全会一致で可決しております。

その三州瓦をひろめよう条例の第4条には、議員は市民の代表者として三州瓦が郷土の産業であることに誇りを持ち、三州瓦の利用及び普及の促進に関する取り組みに努めるものとしますと、議員の役割が規定されており、今回の意見書は、その規定を反映させたものであります。

意見書の内容は、1、観光施設、文化施設等の公共施設における三州瓦、いぶし瓦の利用促進、2、住宅、商業施設への三州瓦、いぶし瓦利用の支援、3、愛知県内瓦屋根工事店での施工促進、4、地場産業後継者育成補助金制度の整備の大きく4点に分けて要望しております。

提出先につきましては、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、宮内庁長官でございます。

全会一致での可決をお願いいたしまして説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（幸前信雄） 日程第8 意見案第2号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、意見案第2号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書案につきまして提案説明させていただきます。

意見案第2号は、先ほど可決されました意見案第1号と、ほぼ同様な意見書を、愛知県知事宛てに提出するものであります。

意見案第1号との大きな違いとして、オリンピック会場へのいぶし瓦の使用、国宝として指定されている建造物等へのいぶし瓦の利用という2点の要望事項について削除しております。

意見案第1号同様、全会一致での可決をお願いいたしまして説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第2号 三州いぶし瓦利用促進支援に係る意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、意見案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（幸前信雄） 日程第9 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

外郭団体等特別委員会にて、その運営の実態を把握し、事業効果の調査を行っております高浜市総合サービス株式会社につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、小嶋克文議員。

15番、小嶋克文議員。

○外郭団体等特別委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、外郭団体等特別委員会の報告を申し上げます。

去る2月16日午前10時から委員全員出席のもと特別委員会を開催し、高浜市総合サービス株式会社の総務課長と担当社員より平成27年度事業概要について説明を受けました。その後、質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

物販サービスの収入が、平成18年の1億6,400万円から平成26年の8,800万円と半減しているが、どのように判断しているかとの問いに、公共性を増大していくのか、収益性を上げていくのかを考えさせていただいたが、高浜市が100%出資している会社であり、収益を上げるのではなく公共性を重視して進んでいくとの答弁でした。

当期未処分利益が累積で1億4,300万円あるが、どのように考えているのかとの問いに、公共施設がなくなっていく中で、総合サービスの事業自体も確保できるかという不安要素もあり、万が一のために担保しているお金で1億4,300万円は、従業員のほぼ3カ月分の給料になります。万が一のことがあったときは、そちらに補填させていく形をとっていききたいとの答弁でした。

昨年度、ちょうど20年という節目の中で、総合サービスの検証をされたと伺っている。検証の結果を出せるかどうか。また、株主総会には、誰が出席して、どこでどのように開かれているのかとの問いに、検討委員会の検証の結果についてはお示しできる。株主総会については、営業概要にあるように、代表取締役から監査役までのメンバーに加えて、株主である高浜市長が出席して、従来、5月半ばに中央公民館で開催しているとの答弁でした。

株主総会が、最も重要な会議であるという認識は持っているが、株主総会の中で、市長から、あるいは役員から、昨年の業務を検証して、今後どうしていこうかという話が出ているのかという問いに、決算の数字しか見ていなくて、中身の意見が出たりすることは実際にはありません。

しかし、来年度から、中央公民館の取り壊しとかかわら美術館の運営体制が減少しますので、その点については取締役会で説明をさせていただき、従業員の雇用の確保について、どのように動いていくか討論させてもらっているとの答弁でした。

公共施設のあり方の説明のとき、総合サービスの方が、自分たちの仕事について質問されましたが、今後の運営について十分な説明をしているのかとの問いに、中央公民館の取り壊しとかかわら美術館の運営が変わるということは、12月末に説明させていただいたとの答弁でした。

以上が外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照いただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（幸前信雄） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
ここで、教育長より発言を求められていますので発言を許可いたします。

教育長。

○教育長（岸上善徳） 大変お疲れのところ恐縮に存じますけれども、議長のお許しをいただきましたので、教育長を退任するに当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

振り返りますと5年前に就任をしたときには、まさに教育委員会制度の見直しの議論が全国を駆け巡っておりました。

そうした中、教育と福祉の一層の連携を託された私にとりましては、それを具現化する言葉として、教育福祉という言葉が頭に浮かびました。今でこそ、大学の学部名として見かけることもありますが、残念ながらいまだに学問的には確立をしていないようです。

不登校の問題を一つ取り上げてみましても、学校、家庭、そしてその児童・生徒の人間性や性格を含む問題が、複合的に絡み合っておりますので、学校現場の努力だけでは解決が困難となつてきております。

教育と福祉は、一体なものとして捉える概念として、またインクルーシブ教育といった観点からも、学校教育と福祉が一層連携することが必要であると考えております。

後を絶たない、いじめによる自殺、あるいは不登校、インターネット依存など、学校を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、学校現場では児童・生徒の成長を願い、日々の授業の準備だけでなく、部活動、生徒指導などの教育活動に全教職員が精いっぱい、全力で取り組んでおります。

教育現場の取り組みには、終わりがありません。教育基本構想の策定に始まり、高取小学校での児童の転落事故という、あってはならない事故もありました。しかし、その都度、保護者や議員の皆様方に支えていただきました。あつという間の5年間でしたが、これからも教育委員会、学校現場に御支援を賜りますようお願いを申し上げますとともに、市議会、市政のますますの発展を御祈念を申し上げまして、お礼のお言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 市長挨拶。

市長。

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成28年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月26日から本日24日までの28日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意2件、議案36件に加えまして追加提案をさせていただきました同意1件、議案3件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、また報告2件につきましてもお聞き取りを賜り、まことにありがとうございます。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、今日まで5年間、さまざまな場面で私を支え大きな役割を果たしていただきました岸上教育長が退任をされることになり、今御挨拶をいただきました。本日が最後の議会となります。

岸上教育長におかれましては、昭和48年の入庁以来、要職の部長、課長として活躍をされた後、平成23年からは教育委員会の委員、そして福祉部長経験者の教育長として、発達センターや最近の学習支援などの福祉とのつながり、そして教育基本構想の策定による幼・保・小・中連携教育の推進や新しい教育委員会制度の中での大綱を、いち早く策定をするなど、今日の高浜の教育の基盤確立に多くの実績を上げてこられました。

高浜市のよさを感じながら、心豊かに成長、発達するために、幼稚園、保育園、小・中学校の12年間の学びと育ちをつなぐ縦の連携教育を推進するため、いじめ防止への対応、学校不適應の児童・生徒への支援、教育の資質向上、教育環境の整備など、多くの取り組みに御活躍をいただいたところでございます。

この間、議会の皆様を初め市民の皆様から教育長にお寄せいただきました御支援、御厚情に対しまして、私からも御礼を申し上げます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、今議会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（幸前信雄） これをもって、平成28年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月26日開会以来、本日までの28日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては、終始御熱心に審議いただきまことにありがとうございました。会期中における議員各位の格別なる御協力に対し、深く感謝申し上げます。

今後とも、市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政進展のために、一層の御尽力をくださるようお願い申し上げます。閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時14分閉会